#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和6年度調査)

## 精神医療等の実施状況調査病院票

- ※この病院票は、病院の開設者・管理者の方に、貴施設における精神医療の診療体制や実施状況、今後の意向等についてお伺いするものです。
- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( )内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入ください。
- ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ※特に断りのない質問については、今和6年11月1日(金)時点の状況についてご記入ください。
- ※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 貴施設の概要

#### ≪基本情報≫

①所在地	( )都・道・府・県
②開設者**1	01. 国立   02. 公立   03. 公的   04. 社会保険関係
	05. 医療法人 06. その他の法人 07. 個人
③同一法人または関連	01. 該当なし 02. 介護老人保健施設 03. 介護老人福祉施設
法人が運営する施設・	04. 訪問看護ステーション 05. 居宅介護支援事業所 06. 地域包括支援センター
事業所 ※○はべつでも	07. 訪問介護事業所 08. 小規模多機能型居宅介護事業所
7KG15W ( 2 C G	09. 看護小規模多機能型居宅介護 10. 通所介護事業所
	11. 介護医療院 12. 障害福祉サービス事業所(就労系サービス)
	13. 障害福祉サービス事業所(相談系サービス)
	14. 障害福祉サービス事業所(施設系・居住系サービス)
	15. その他 ( )
④病院種別	01. 精神科病院**2 02. 精神科を有する特定機能病院
	03. 精神科を有する一般病院

- ※1:国立(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構)
  - 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人)
  - 公的(日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会)
  - 社会保険関係(健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)
  - 医療法人(社会医療法人は含まない)
  - その他の法人(公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人等、その他の法人)
- ※2:精神科病院:精神病床のみを有する病院

⑤貴施設	⑤貴施設が標榜している診療科をお選びください。 ※Oはいくつでも							
01. 精神	9科 02.	心療内科	03. 内科**3	04. 外科※4				
05. 小児	2科 06.	皮膚科	07. 泌尿器科	08. 産婦人科・産科				
09. 眼科	10.	耳鼻咽喉科	11. 放射線科	12. 脳神経外科				
13. 整形	外科 14.	麻酔科	15. 救急科	16. 歯科·歯科口腔外科				
17. リハ	バビリテーション科 18.	その他(		)				

- ※3:内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科(代謝内科)、血液内科、アレルギー科、リウマチ科、感染症内科、神経内科、は、「03.内科」としてご回答ください。
- ※4:外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科、内分泌外科は、「04.外科」としてご回答ください。

⑥令和6年 11 月1日時点における、医療法上の1)病棟数、2)許可病床数をそれぞれご記入ください。 ※該当病床がない場合は、病棟数と許可病床数に「0」をご記入ください。										
	a.	一般病床	b.	療養病床	C.	精神病床	d.	感染症病床	e.	結核病床
1)病棟数	(	)棟	(	)棟	(	)棟	(	)棟	(	)棟
2)許可病床数	(	)床	(	)床	(	)床	(	)床	(	)床

### ≪入院基本料等≫

⑦(1)貴施設において届出を行っている入院基本料は何ですか。 (2)上記(1)で〇をつけた入院基本料について、あてはまる番号をすべてお選びください。※○はいくつでも								
01.	一般病棟入院基本料 →	01. 急性期一般入		02. 急性期一般				
		03. 急性期一般入		04. 急性期一般入院料 4				
		05. 急性期一般入		06. 急性期一般	12 = 1 .			
		07. 地域一般入院		08. 地域一般入				
		09. 地域一般入院	料 3	(特別入院基本料	の場合チェック⇒□)			
02.	療養病棟入院基本料 →	01. 療養病棟入院	料 1	02. 療養病棟入	院料 2			
		(特別入院基本料	の場合チェック ⇒	>□)				
		夜間看護加算	01. 届出あり	02. 届日	出なし			
03.	精神病棟入院基本料 →	01. 10対 1	02. 13対 1	03. 15対 1	04. 18対 1			
		05. 20対1	(特別入院基本料	の場合チェック	$\Rightarrow \square$ )			
		看護補助加算の届	出の有無	11. あり	12. なし			
04.	特定機能病院入院基本料 →	一般病棟	01. 7対1	02. 10対 1				
		結核病棟	01. 7対1	02. 10対 1	03. 13対 1			
		<b>小口1久7/51</b> 木	04. 15対 1					
		精神病棟	01. 7対1	02. 10対 1	03. 13対 1			
		作打计列化本	04. 15対1					

					_ `	71. 107			
⑦−1 貴施設において届出を行っている特定入院料は何ですか。 あてはまる番号に○をつけ、病床数をご記入ください。※○はいくつでも									
(	01.	救命救急入院料		( )	床	02.	特定集中治療室管理料	(	)床
(	03.	ハイケアユニット入院医療管	理料	( )	床	04.	脳卒中ケアユニット入院管理料	(	)床
(	05.	小児特定集中治療室管理料	-	( )	床	06.	新生児特定集中治療室管理料	(	)床
(	07.	母体•胎児集中治療室管理料	料	( )	床	08.	新生児集中治療室管理料	(	)床
(	09.	新生児治療回復室入院医療	管理料	( )	床	10.	小児入院医療管理料	(	)床
1	11.	回復期リハビリテーション病	棟入院料	( )	床	12.	地域包括ケア病棟入院料	(	)床
]	13.	地域包括医療病棟入院料		( )	床	14.	緩和ケア病棟入院料	(	)床
]	15.	その他の入院料		( )	床				

	CONTRODUCTION
⑧貴施設の精神	申科病棟について、入院料および加算の届出状況として該当するものすべてをお選びください。※〇はいくつでも
	01. 精神科救急急性期医療入院料
	→看護職員夜間配置加算の届出:11. あり 12. なし
	02. 精神科急性期治療病棟入院料 →区分(21. 入院料 1 22. 入院料 2)
	03. 精神科救急・合併症入院料
	⇒届出していない理由:01.精神科単科病院のため 02.対象となる患者がいないため
	03. 満たせない要件があるため
a. 入院料	04. 経営上のメリットがない 05. その他( )
	→ 看護職員夜間配置加算の届出 31. あり 32. なし
	04. 児童・思春期精神科入院医療管理料 
	05. 精神療養病棟入院料
	06. 認知症治療病棟入院料 → <b>区分</b> (61. 入院料 1 62. 入院料 2)
	07. 精神科地域包括ケア病棟入院料
	08. 地域移行機能強化病棟入院料
	01. 精神科応急入院施設管理加算【A228 精応】 02. 精神病棟入院時医学管理加算 【A230 精医管】
	03. 精神科救急医療体制加算【A311】 →区分(31. 1 32. 2 33. 3)
	04. 精神科入退院支援加算【A246-2】       05. 精神科地域移行実施加算【A230-2 精移】
	06. 精神科身体合併症管理加算【A230-3 精身】 07. 強度行動障害入院時医療管理加算【A231-2 強行】
	08. 精神科急性期医師配置加算【A249 精急医配】 →区分(81. 1 82. 2 83. 3)
b. 加算	⇒届出していない理由:01.精神科救急医療に係る実績を満たさないため
	<b>※Oはいくつでも</b> 02. クロザピンの導入実績を満たさないため
	03. 精神科医の確保が困難であるため
	04. 身体疾患を有する患者への急性期治療を行う体制確保が困難であるため
	05. 該当する病棟や病床数を満たしていないため
	06. その他(

⑨救急告示の有無 (令和6年	11月1日時点)	01. 救急告示なし 02. 3	枚急告示あり
<b>沙北岛压床</b> (大生)	01. 高度救命救急センター	02. 救急センター 03. 二	次救急医療機関
⑩救急医療体制 (令和6年 11 月1日時点)	04. いずれにも該当しないが救	急部門を有している	
(节和6年11月1日時点)	05. 救急部門を有していない		
	01. 措置入院指定病院	02. 応急入院指定病院	
①精神医療に関する指定状況 (令和6年11月1日時点)	03. 精神科救急医療施設	04. 認知症疾患医療セ	ンター
(予和6年11月1日時点) ※○はいくつでも	05. 指定自立支援医療機関	06. 指定発達支援医療	幾関
7KO100 (200	07. 医療観察法指定入院医療機	関 08. 医療観察法指定通	院医療機関
<ul><li>①精神科救急医療体制整備事業への参加の有無</li></ul>	01. 参加している ⇒⑬へ	02. 参加していない =	<b>→</b> 14 <b>へ</b>
③参加している場合の種別	01. 病院群輪番型施設 ⇒13-1・	へ 02. 常時対応型施設 =	<b>⇒</b> 13−1 <b>ヘ</b>
19多加している場合の程列	03. 外来対応型施設 ⇒13-2へ	04. 身体合併症対応型	施設 ⇒14へ
【①で「01」「02」を選抜	マした場合】 時間外・休日ま	たは深夜における入院件数	件
③-1 令和6年11月1左	ハ月の対応件数 時間外・休日ま	たは深夜における外来対応件数	件
【⑬で「03」を選択した	程全 1	1の届出の有無	01. 有 02. 無
13-2 時間外対応加算 1	の届出状況等   精神科教急情報	センター等※5からの患者に関する問	件
(A) T = 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	の協口ががず   い合わせに対応	した件数	1

<sup>※5:</sup> 都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)、救命救急センター、一般医療機関を含みます。

#### ≪各入院料別の状況≫

≪各入院料別の状況≫										
⑭令和6年11月における、医療法上の精神病床の各入院料別の1)病棟数、2)届出病床数、3)平均在院日数※6、										
4)在宅復帰率 <sup>※7</sup> 、5)患者数をそれぞれご記入ください。										
	1)病棟数	2)届出	3)平均	4)在宅	5)令和	16年11月1日2	年11月1日24時時点の入院患者数			
		病床数	在院日数※6	復帰率 <sup>※7</sup>	①患者数	②うち精神 疾患のみ (身体合併 症なし)	③身体 合併症あり (精神疾患 で入院) <sup>※8</sup>	④身体 合併症あり (身体疾患 で入院) <sup>※9</sup>		
a. 精神病床全体	棟	床	日	%	人	人	人	人		
b. 精神病棟入院基本料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
c. 特定機能病院入院基本料 (精神病棟)	棟	床	目	%	人	人	人	人		
d. 精神科救急急性期医療入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
e. 精神科急性期治療病棟入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
f. 精神科救急·合併症入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
g児童·思春期精神以沉医療管理科	棟	床	日	%	人	人	人	人		
h. 精神療養病棟入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
i. 認知症治療病棟入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
j. 精神科地域包括ケア病棟入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		
k.地域移行機能強化病棟入院料	棟	床	日	%	人	人	人	人		

※6:平均在院日数は令和6年9月~11月の3か月の平均在院日数をご記入ください。平均在院日数の計算式は、以下の通りです(小数点以下は切り上げてください)。

平均在院日数=(9月~11月の在院患者延べ日数)÷{(9月~11月の新入棟患者数+9月~11月の新退棟患者数)/2}

また、転棟患者についても、当該病棟に入棟した場合は新入棟患者として、当該病棟から他病棟に転棟した場合は退棟患者として対象に含めて 算出してください。なお、精神病床の内訳については、当該特定入院料の届出病床に入院した全ての患者(算定要件に該当しない患者を含む)を もとに算出してください。

※7:「在宅復帰率」=A÷B: A. 該当する病棟から、自宅、居住系介護施設等(介護医療院を含む)、地域包括ケア病棟、回復期リハ病棟、療養病棟、有床診療所、介護老人保健施設へ退院した患者(死亡退院・転棟患者(自院)・再入院患者を除く)×100、B. 該当する病棟から退棟した患者(死亡退院・転棟患者(自院)・再入院患者を除く)。

※8:主傷病名が精神疾患であり、かつ身体疾患を有する患者についてご記入ください。身体合併症については、医師の介入が必要な身体合併症 (例:身体疾患に対して、定期的な診察、血液検査、投薬等を行っている場合)を有する患者数をご記入ください。

※9:主傷病名が身体疾患である患者についてご記入ください。

#### ⑤上記⑭で回答した入院料について、今後の意向をお選びください。

01. 転換・削減予定あり ⇒15-1へ

02. 転換・削減予定なし ⇒⑥へ

⑤─1 転換・削減予定がある場合、検討している転換先・削減対象の病棟数・病床数等についてご記入ください。								
1								
	検討して	いる転換先	検討して	いる削減数				
	病棟数	病床数	病棟数	病床数				
a. 精神病棟入院基本料	棟	床	棟	床				
b. 特定機能病院入院基本料(精神病棟)	棟	床	棟	床				
c. 精神科救急急性期医療入院料	棟	床	棟	床				
d. 精神科急性期治療病棟入院料	棟	床	棟	床				
e. 精神科救急·合併症入院料	棟	床	棟	床				
f. 児童·思春期精神科入院医療管理料	棟	床	棟	床				
g. 精神療養病棟入院料	棟	床	棟	床				
h. 認知症治療病棟入院料	棟	床	棟	床				
i. 精神科地域包括ケア病棟入院料	棟	床	棟	床				
j. 地域移行機能強化病棟入院料	棟	床	棟	床				

#### ≪職員数≫

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人数でお答えください。)	
1)医師	(	)人
a. (うち)精神保健指定医	(	)人
b. (うち)精神科特定医師	(	)人
c. (うち)上記以外の精神科医師	(	)人
d. (うち)精神科医師以外の医師	(	)人
2)看護師(保健師を含む)※11	(	)人
a. (うち)精神看護専門看護師*	(	)人
b. (うち)認知症看護認定看護師*	(	)人
c. (うち)精神科認定看護師**	(	)人
d. (うち)特定行為研修修了者	(	)人
3)准看護師	(	)人
4)看護補助者	(	)人
5)薬剤師	(	)人
6)作業療法士	(	)人
7)理学療法士	(	)人
8)言語聴覚士	(	)人
9)公認心理師	(	)人
10)精神保健福祉士	(	)人
11)社会福祉士(上記 10)を除く)	(	)人
12) 管理栄養士	(	)人
13)事務職員	(	)人
14) その他の職員	(	)人

- ※10: 常勤換算については以下の方法で算出してください。常勤換算後の職員数は、小数点以下第1位までお答えください。
- ■1週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)
- 1か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)
- ※11:\*日本看護協会の認定した者 \*\*日本精神科看護協会の認定した者

#### ≪入院患者数等≫

⑪貴施設における令和6年11月1か月間の精神保健福祉法上の入院区分に応じた新規入院患者数(延べ人数)をご記入ください。 ※1か月のうちに入院区分が変わった場合、最初の入院時の区分に計上してください。							
	a. 延べ人数(:	全体)	b. (うち)時間外・休日の3	正べ入院患者数			
1)総数	延べ	人	延べ	人			
2)(うち)措置入院患者数	延べ	人	延べ	人			
3)(うち)緊急措置入院患者数	延べ	人	延べ	人			
4)(うち)医療保護入院患者数	延べ	人	延べ	人			
5)(うち)応急入院患者数	延べ	人	延べ	人			

の事権のスは	精神科の入院串者を十日今め24時間受け入れることはできますか。	Ī
(18)百 附 芸 (*13	「精神科()) 人院東石をエHラめ)24時間安け入れる。とはぐさますか。	

01. 自院かかりつけの患者のみ受け入れが可能 $\rightarrow$ (18)-1へ 02. 自院かかりつけの患者以外の受け入れも可能 $\rightarrow$ (18)-1へ

03. 不可能 ⇒18-2へ

18-1 時間外・休日	・深夜におり	けるス	<b>人院件数及び外来診</b> 療	寮件数をご記入くださ	さい。(令和6年11月1か月間)	
入院件数(	)件	•	外来診療件数(	)件		

⑱─2 自院で時間外・休日・深夜に入院患者の受け入れが	できな	い理由は何ですか。※それぞれ〇はいくつでも
<b>く自院かかりつけの患者について&gt;</b> 01. 精神科の医師が不足しているため	02.	看護師が不足しているため
03. 精神保健福祉士が不足しているため	04.	02・03以外の職種が不足しているため
05. 地域で時間外・休日・深夜に対応する医療機関に	ついて	取り決めがあり当院は対応しないこととなっているため
06. 対象となる患者が地域にいないため	07.	その他( )
<b>&lt;自院かかりつけの患者以外の患者について&gt;</b> 01. 精神科の医師が不足しているため	02.	看護師が不足しているため
03. 精神保健福祉士が不足しているため	04.	02・03以外の職種が不足しているため
05. 地域で時間外・休日・深夜に対応する医療機関に	ついて	取り決めがあり当院は対応しないこととなっているため
06. 対象となる患者が地域にいないため	07.	その他 ( )

### ≪精神保健指定医の業務≫

⑪精神保健指定医の業務のうち実施しているものをお選びください。※Oはいくつでも
01. 措置入院、緊急措置入院時の判定
02. 医療保護入院時の判定
03. 応急入院時の判定
04. 措置入院者の定期病状報告に係る診察
05. 医療保護入院者の定期病状報告に係る診察
06. 任意入院者の退院制限時の診察
07. 入院者の行動制限の判定
08. 措置入院者の措置症状消失の判定
09. 措置入院者の仮退院の判定
10. 任意入院者のうち退院制限者、医療保護入院者、応急入院者の退院命令の判定
11. 措置入院者・医療保護入院者の移送に係る行動制限の判定
12. 医療保護入院等の移送を必要とするかどうかの判定
13. 精神医療審査会委員としての診察
14. 精神科病院に対する立入検査、質問及び診察
15. 精神障害者保健福祉手帳の返還に係る診察
16. 指定医としての業務は行っていない

### 2.

2. ク	ロザピンの使用状況等について								
O	)貴施設の精神科病床における、クロザピンの使用実績をご記入ください。(令和5年12月~令和6年11月) (令和5年12月~令和6年11月の期間中の入院患者のうちクロザピンを使用した患者数(実人数)をご記入ください。								
(	)人								
	①-1 上記①のうち、クロザピンの新規導	入患者をご記入く	さい。(令和5年12月~令	和6年11月)					
	1) 新規導入患者数		( )人						
	2) 1)のうち、導入目的のために転棟し	た患者	( )人						
	3) 1)のうち、他施設からの転院患者		( )人						
	①-2 上記新規導入患者のうち、退院した	患者の退院先の	況をご記入ください。						
	1) 退院患者総数(実人数)		( )人						
	2) 1)のうち、自院の外来		( )人						
	3) 1)のうち、他の病院の外来		( )人・うち	5逆紹介(	)人				
	4) 1)のうち、他の診療所		()人・うな	5逆紹介(	)人				
	①-3 上記新規導入患者について、入院*	4別に記載くださし	0						
	a. 精神病棟入院基本料	()人	f. 児童・思春期精神科入	院医療管理料	(	)人			
	b. 特定機能病院入院基本料(精神病棟)	( )人	g. 精神療養病棟入院料		(	)人			
	c. 精神科救急急性期医療入院料	( )人	h. 認知症治療病棟入院料	¥	(	)人			
	d. 精神科急性期治療病棟入院料	( )人	i. 精神科地域包括ケア病	棟入院料	(	)人			
	e. 精神科救急·合併症入院料	( )人	j. 地域移行機能強化病棟	入院料	(	)人			
	①-4 クロザピンの治療終了者数(令利	15年12月~令和	6年11月)		(	)人			

#### 3. 精神科病床における身体合併症への対応状況等について

### ≪身体合併症への対応状況≫

①貴施設の精神科病床において、自院で対応できない身体合併症はありますか。

01. ある 02. ない

①-1 令和6年11月における身体合併症に対応した患者数(実人数)についてご記入ください。 ※複数の身体合併症に該当する場合はそれぞれに計上									
	発症した 病棟で対応	自院内の対応 可能な病棟 (精神病床) に転棟	自院内の対応 可能な病棟 (一般病床) に転棟	自院で対応 できず転院					
01. 呼吸器系疾患(肺炎、喘息発作、肺気腫等)の患者	人	人	人	人					
02. 心疾患(NYHAⅢ度以上の心不全、虚血性心 疾患等)の患者	人	人	人	人					
03. 手術または直達・介達牽引を要する骨折の患者	人	人	人	人					
04. 脊椎損傷の患者	人	人	人	人					
05. 重篤な内分泌・代謝性疾患の患者	人	人	人	人					
06. 重篤栄養障害 (Body Mass Index 15 未満の摂食 障害) の患者	人	人	人	人					
07. 意識障害(急性薬物中毒、アルコール精神障害 等)の患者	人	人	人	人					
08. 全身感染症 (結核、梅毒、敗血症等) の患者	人	人	人	人					
09. 中枢神経系の感染症(髄膜炎、脳炎等)の患者	人	人	人	人					
10. 急性腹症(消化管出血、イレウス等)の患者	人	人	人	人					
11. 劇症肝炎または重症急性膵炎の患者	人	人	人	人					
12. 悪性症候群または横紋筋融解症の患者	人	人	人	人					
13. 広範囲(半肢以上)熱傷の患者	人	人	人	人					
14. 手術、化学療法または放射線療法を要する状態 又は末期の悪性腫瘍の患者	人	人	人	人					
15. 透析導入時の患者	人	人	人	人					
16. 維持透析の患者	人	人	人	人					
17. 重篤な血液疾患の患者	人	人	人	人					
18. 急性かつ重篤な腎疾患(急性腎不全、ネフローゼ症候群または糸球体腎炎)の患者	人	人	人	人					
19. 手術室での手術を必要とする状態の患者	人	人	人	人					
20. 膠原病 (専門医による管理を必要とする状態) の患者	人	人	人	人					
21. 妊産婦である患者	人	人	人	人					
22. 糖尿病のある患者	人	人	人	人					
23. 高血圧のある患者	人	人	人	人					
24. 脂質異常症のある患者	人	人	人	人					
25. その他(	人	人	人	人					

1)-2	自院で対応できない理由は何ですか。(〇はい	くつ	でも)		
01.	対応できる医師が十分確保できていない	02.	対応できる診療科が院内にない	03.	検査設備がない
04.	必要な処置を行う設備・環境がない	05.	その他( )		

#### ①-3 自院で対応できない身体合併症がある場合、どのように対応していますか。※〇はいくつでも

- 01. 精神科病床のある総合病院へ転院
- 02. 精神科リエゾンチームのいる (精神科病床のない) 総合病院へ転院
- 03. 精神科リエゾンチームも精神科病床もない医療機関へ転院
- 04. 他院の外来受診
- 05. その他(

#### ≪依存症入院医療管理加算≫

②依存症入院医療管理加算の届出は行っていますか。								
01. している			02.	していない	⇒3^			
⇒令和6年11月の算定件数	アルコール(	)件						
	薬物(	)件						

#### 【上記③で「02.していない」を選択した場合】

③届出をしていない場合、その理由は何ですか。 ※〇はいくつでも

- 01. 研修を修了した医師の配置が困難であるため
  - 02. 研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士、 公認心理師の配置が困難であるため
- 03. 該当する患者がいないため
- 04. 経営上のメリットがないため
- 05. その他(

#### ≪摂食障害入院医療管理加算≫

#### ④摂食障害入院医療管理加算の届出は行っていますか。

している ⇒令和6年11月の算定件数( ) 件 ⇒4. ①へ

02. していない ⇒⑤へ

#### 【上記④で「02.していない」を選択した場合】

- ⑤ 届出をしていない場合、その理由は何ですか。 ※Oはいくつでも
  - 01. 摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の 02. 摂食障害の専門的治療の経験を有する管理栄養士の配 医師の配置が困難であるため
    - 置が困難であるため

)

- 03. 摂食障害の専門的治療の経験を有する公認心 04. 該当する患者がいないため 理師の配置が困難であるため
- 05. 経営上のメリットがないため
- 06. その他(

#### 4. 入退院支援について

#### ≪連携機関の施設数≫

①入退院支援に係る連携機関*1の施設数をご記入ください。(令和6年11月1日時点)									
_	連携先の施設数	うち、特別の関係**2に あるもの	1施設当たりの面会回数						
他の病院	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
他の診療所	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
障害福祉サービス事業所	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
介護保険サービス事業所	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
障害児相談支援事業所等	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
精神保健福祉センター、保健所又は自治体の障害福祉担当部署	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						
その他施設	( ) 施設	( ) 施設	月平均(  )回						

- ※1:連携機関とは、「(1)転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス 事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等(以下「連携機関」 という)」であり、かつ、「(2)入退院支援部門あるいは病棟に配置されている入退院支援及び地域連携業務を担う看護師又は社会福 祉士と、それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っている」施設等をいいます。
- ※2:「特別の関係」とは、①開設者が同一、②代表者が同一、③代表者同士が親族等、④役員等のうち他の保険医療機関の役員等の親族等が 3割超、⑤人事、資金等の関係により互いに重要な影響を与えうる場合をいう。

#### ≪入退院支援部門の状況≫

②貴施設では、入退院支援及び地域連携業務を担う部門(以下、「入退院支援部門」という。)を設置していますか。 ⇒(4)^ 01. 設置している ⇒③へ 02. 設置していない

【上記②で「01. 設置している	」を選択した場合】		
③入退院支援部門に配置されて	ている職員数 (常勤換算 <sup>※3</sup> ) をこ	ご記入ください。	
看護師 (専従)	看護師 (専任)	精神保健福祉士(専従)	精神保健福祉士(専任)
( )人	( )人	( )人	( )人

※3:算出方法はP.4の®の※10を参照

#### ≪精神科入退院支援加算の算定状況≫

④貴施設では精神科力	し退院支援加算の届出をしていますか。	
01. 届出あり ⇒⑤	) <b>へ</b> 02. 届出はないが届出予定	03. 届出の予定はない ⇒⑥へ
	→西暦 ( ) 年 ( ) )	月 <b>⇒⑦へ</b>

【上記④で「01.届出あり」を選択した場合】		
⑤令和6年11月1か月間における、退院困難な要因別に、該当する算定患者数をご記入ください。		
01. 精神保健福祉法第 29 条又は第 29 条の2に規定する入院措置に係る患者	(	)人
02. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 42 条第 1		
項第1号又は第 61 条第1項第1号に規定する同法による入院又は同法第 42 条第1項第	(	)人
2号に規定する同法による通院をしたことがある患者		
03. 医療保護入院の者であって、当該入院中に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33	(	)人
条第6項第2号に規定する委員会の開催があった者	(	) /
04. 当該入院の期間が1年以上の患者	(	)人
05. 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある者	(	)人
06. 生活困窮者である者	(	)人
07. 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にない者	(	)人
08. 身体合併症を有する患者であって、退院後に医療処置が必要な者	(	)人
09. 入退院を繰り返している者	(	)人
10. 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等である者	(	)人
11. 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けている者	(	)人
12. その他平成28~30年度厚生労働行政調査推進補助金障害者対策総合研究事業において「多職		
種連携による包括的支援マネジメントに関する研究」の研究班が作成した、別紙様式 51 に	(	) 人
掲げる「包括的支援マネジメント 実践ガイド」における「包括的支援マネジメント 導入基	(	, ,
準」を1つ以上満たす者		

#### 【上記④で「03. 届出の予定はない」を選択した場合】

#### ⑥届出をしていない場合、その理由は何ですか。 ※〇はいくつでも

- 01. 研修を修了した医師の配置が困難であるため
- 02. 看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師の 配置が困難であるため

03. 該当する患者がいないため

- 04. 連携機関数の要件を満たすことができないため
- 05. 連携機関数は充足しているが、情報共有のための面会の回数が不足しているため
- 06. 地域移行支援を利用し退院した患者又は自立生活援助若しくは地域定着支援の利用に係る申請手続きを実施した 患者数が不足しているため
- 07. 退院支援計画書の作成に係る負担が大きいため
- 08. 多職種チームによるカンファレンスの時間が十分に取れないため
- 09. その他(

#### ≪精神科退院時共同指導料の算定状況≫

#### ⑦精神科退院時共同指導料の届出状況をご記入ください。

- 01. 精神科退院時共同指導料1の届出をしている ⇒⑨へ 02. 精神科退院時共同指導料2の届出をしている ⇒⑨へ
- 03. 届出をしていない ⇒8へ

#### 【上記⑦で「03.届出をしていない」を選択した場合】

#### ⑧届出をしていない場合、その理由は何ですか。 ※○はいくつでも

- 01. 専任の精神保健福祉士の配置が困難であるため
- 02. 多職種チームによる共同指導のための十分な時間を確保できないため

03. 該当する患者がいないため

04. その他(

)

#### ≪退院支援に関する課題≫

#### ⑨精神科病棟における患者の退院支援を行うにあたり、課題や困難なことは何ですか。 ※○はいくつでも

- 01. 近隣に連携先となる事業所等がない・わからない
- 02. 事業所等が複数関わっており連携が困難である
- 03. 地域での受入れ体制が不十分である
- 04. 状態によっては対応できる事業所等がない
- 05. 退院後の生活や支援に必要な情報が不十分である
- 06. 退院調整のための十分な期間を確保できない
- 07. 地域で退院調整を行う者が不在・不明確である
- 08. その他(
- 09. 特になし

#### 5. 精神科地域包括ケア病棟入院料の算定状況

貴施設では	:精神科地域包括	5ケア病	 棟入院料の	の届出をしてい	ますか。					
1. 届出あ	n ⇒2·3·	02.	届出はない	ハが届出予定			03.	届出の予定は	ない ⇒⑤	^
			→西暦(	)年(	) 月 =	>ر6ا¢				
上記①て	:「01.届出あり	」を選	択した場合)	1						
	11月1日時点に							患者数を記載し	てください	0
<u>※1人σ</u>	患者が複数の疫	患に該	当する場合	合は、最も当て	はまる疾患 1	<u>つに計</u> 」	<u> </u>			
認知症		(	) 人 02.	認知症を除く器	肾性精神障害	<b>」(</b>	)人	03. アルコール	ル依存症	人( )人
	[(アルコール]	认 (	)人 05.	統合失調症		(	)人	06. 気分障害		( )人
	るもの) 〔害(パーソナ〕	J (	)人 08.	神経症性障害	(不生陰宝	, (	1 (			( )人
ティ障			) / 00.	PTSD等)	一个女牌音	, (	)人	09. 摂食障害		
睡眠障		(	) 人 11.	産後うつ		(	)人	12. 知的障害		( )人
発達障		(		てんかん		(		15. せん妄		( )人
その他	Lの精神疾患	(	)人			(	)人			( )人
温性器	置期間終了後も網	*結でキ	ス目:ひみで	オか ※○はい	ノつで±					
				JAN ACIAL		, 7 F 13 7	· ~ + >	Z → [C.1.*		
でき	ない見込みであ	る <b>→</b>	4,~		02. ぐさ	る兄込み	ナじめる	5 ⇒[6] <b>^</b>		
7 L=	70= [01 =	+ + 1 > 1	377.22	7 .	1日人【					
_	2③で「01. で <sup>。</sup> 過措置期間終了					×∩!+!	いくつで	+		
				というである理由	114111 C 9 M	· XOIT	いくづで	ቴ		
	満たすことが糞									
=	満たすことが糞	惟しい要	要件(※Oは	はいくつでも)	:					
	1. 自宅への移行					が入院日カ	から起	算して6月以内	に退院し.	自宅等へ
				斗在宅患者支援						
1	2. 精神科入退				B 22/110/212	A C 007 0	<i>∿‴</i> ⊔ ו	文 0 日 1 2 V 工 5 1 1 1 1	1/2 / 2 2 0	,
	3. 精神科訪問 <b>記</b>			カ担併生建						
					中光ラシン	~ 4M H + 3	亚 (上一)	、フロ中級問っ	・ナ ァ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	4. 常時対応型加									
			、時间外、	休日又は深夜	において、ノ	()元件数7	ハ牛 41	4以上又は外来	対心件級か	年10件以
1 .	上であること		ダラ 早川							
	<ol> <li>データ提出</li> <li>その他(</li> </ol>	加昇に1	糸る 油田							)
02.	その地(							→ [61.	 へお進みく	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙
- 記①て	:「03. 届出のう	テ定はな	い」を選択	Rした場合】					103年77人	. /
	ていない場合、				でも					
	すことが難しい			, , , , C 100 ( )						
	ァことが難しい要			≈ <b>±.</b> ) ·						
	棟の1日に看護				<b>吉油保健福祉</b>	・ 十 乃 てドノバ	一級心理	明師の数が 堂F	<b>-</b>	植の入院
	は者の数の13:1以			[[未承囚工、1	FIT IN DE IHIT	. 工 及 ひ 五	く かい、「つ・25	Ehilo 28XV. U.	-1, = 100 /F1/	IX V J J KPL
	棟の1日に看護			数が、常時、当	4該病棟の入	院患者の	)数の1	5:1以上である。	ح ک	
	該病棟において									
	該病棟に専任の									
	該病棟において									されてい
	こと	, ,	1   1   1   1   1   2   2	, , (1011 )()()	320 1611 11	и па	-><10.2	4 hr. 6 4 Th. 10 1		_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	,ここ ロザピンを処方	する休	制を右して	いステレ						
	神科救急医療体				a 休割及び宝	(結ね右)	ている	: > レ		
	神科  初思  広  原  イ  秋  思  に  原  イ  れ  が  に  に  が  に  が  に  に  が  に  に  が  に  に					瀬を有し	, C V . 2	)		
	神科訪問有護に 神科退院時共同					でなるこ	٠ اـ			
	平年返売時共同 宅精神療法の算					. ( <i>a)</i> a =				
	七桶件原伝の昇 神科在宅患者支					トでなる	、テレ			
	神科住宅忠有文 神保健指定医の							情極的に 協力 1	診宏業数	笠を任 1
	神床遅指足区の ]以上行うこと	ム切具	こしての未	201 (11世的宗)	11 10 JA.C	、 山地田川	フバリー作		、 必示木幼	46 T I
	神科入退院支援	加質の	届出を行っ	ていること						
	世代八退院文版 置入院患者等を				5.7 割じた か	は割た	た日カ	356月以内に3	退院 1 白色	字等へ移
	直入院応有寺で すること	NV ∧ .\⊂	→ 1/2/1/1/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/T/	// NPい心(日 V / / *	ノ 1 日18人工ル*	· / / ١٩/١ U	/ I C H //			口寸 7/19
	ッること ータ提出加算の	屈出か	行っている	、テレ						
	一ク促山加昇い の他の要件(	油山で	11.7 (1.9)							)
	上のメリットが	らたいた	×b							/
)2 経党										

03. その他(

) 人

) 人

) 人

) 人

#### 6. 公認心理師による支援の状況について

#### ≪公認心理師の配置や支援の状況≫

① 公認心理師を外来に配置していますか。※〇はいくつでも

01. している ⇒②~⑤へ

02. していない **⇒⑥へ** 

#### 【上記①で「01.している」を選択した場合】 ② 公認心理師による支援の実施状況(単に心理検査のみを実施した症例を除く。)についてご記入ください。 (令和6年11月1か月間) 配置人数(常勤換算※1) 支援人数 (実人数) 支援時間 \_ 延べ ( )時間 ( )人 ( )人 ③公認心理師による支援を行っている患者の状態像として該当するものを選んでください。(令和6年11月 1 か月間) 02. 認知症を除く器質性精神障害 03. アルコール依存症 04. 依存症(アルコール以外によるもの) 05. 統合失調症 06. 気分障害 09. 摂食障害 07. 人格障害 (パーソナリティ障害等) 08. 神経症性障害(不安障害、PTSD等) 12. 知的障害 10. 睡眠障害 11. 産後うつ 15. せん妄 13. 発達障害 14. てんかん 16. その他の精神疾患 ④(個人を対象とした)アプローチ別の実施件数についてご記入ください。(令和6年11月1か月間) ※1人に対して複数のアプローチを実施した場合はそれぞれに計上してください。 個人 実施したアプローチに〇 実施した人数 アセスメントのみで終了 ) 人 認知療法・認知行動療法・行動療法的アプローチ ) 人 力動的・精神分析的アプローチ ) 人

 環境調整的アプローチ
 (

 その他(
 )

 ⑤公認心理師によるケースマネジメントを実施していますか。(令和6年11月1か月間)

01. 実施している

02. 実施していない

※1:算出方法はP.4の⑩の※10を参照

認知リハビリテーション的アプローチ

#### ≪心理支援加算の算定状況≫

傾聴・支援的アプローチ

⑥心理支援加質の質定性数をご記入	ノナ・ナー、
(6)川、1世 又 2年 川 目 (7) 目 正 1年炎(2) 2. 三尺 人	( />   . \

令和6年11月の算定件数()件

#### ⑦(上記⑥で算定件数がO件の場合)心理支援加算の算定を行っていない理由は何ですか。※Oはいくつでも

- 01. 心理支援は必ずしも対面で実施していないため
- 02. 1回あたりの心理支援の時間が30分に満たないため
- 03. 外来にて心理支援は実施しているが、算定対象となる患者はいないため
- 04. 支援可能な公認心理師がいないため
- 05. 経営上のメリットがないため
- 06. その他(

#### ⑧(上記⑥で算定件数が1件以上の場合)心理支援加算の算定にあたっての課題は何ですか。※〇はいくつでも

- 01. 対象となる患者の基準に該当しないが、支援を必要としている患者がいる
- 02. 月2回以上の支援を行う場合がある
- 03. 1回あたりの心理支援が長時間又は短時間高頻度にわたる場合がある
- 04. 対面ではなくオンライン等でも十分な支援につながる場合がある
- 05. 2年を超えて支援が必要となる場合がある
- 06. 経営上のメリットがない
- 07. その他(
- 08. 特になし

#### ⑨次の加算等に係る診療において公認心理師が心理的支援を行っているものをお選びください。※Oはいくつでも

01. 重症患者初期支援充実加算

02. 生殖補助医療管理料1

03. 総合周産期特定集中治療室管理料

04. 依存症入院医療管理加算

05. がん患者指導管理料口

06. 療養・就労両立支援指導料

)

#### 7. 通院精神療法の実施状況について

#### ≪通院精神療法の実施状況≫

① 通院精神療法(通院精神療法ロ又ハ)の算定回数についてお伺いします。(令和6年11月1か月間)								
	<b>√</b> =1	5分以上	10分以上	20分以上	30分以上	40分以上	50分以上	60/\N  F
	合計	10分未満	20分未満	30分未満	40分未満	50分未満	60分未満	60分以上
通院精神療法口(初診日)								
1)60分以上(精神保健指定医)	( ) 件							( ) 件
2)60分以上(精神保健指定医以外)	()件							()件
通院精神療法ハ(初診日以外)								
3)30分以上(精神保健指定医)	( )件				( ) 件	( ) 件	()件	( ) 件
4)30分以上(精神保健指定医以外)	( ) 件				( ) 件	( ) 件	()件	()件
5)30分未満(精神保健指定医)	()件	( ) 件	()件	()件				
6)30分未満(精神保健指定医以外)	( ) 件	( ) 件	( ) 件	()件				

#### ≪早期診療体制充実加算の算定状況≫

② 早期診療体制充実加算の届出は行っていますが	ن <sup>۱</sup> ر،		
01. している ⇒令和6年11月の算定件数(	) 件 ⇒③へ	02. していない <b>⇒④へ</b>	

#### 【上記②で「01.している」を選択した場合】

- ③ 早期診療体制充実加算の算定にあたって、苦労していることは何ですか。※〇はいくつでも
- 01. 患者が受診している全ての医療機関を把握することが難しい
- 02. 医薬品をすべて管理することが難しい
- 03. 標榜時間外の電話等による問い合わせへの対応が難しい
- 04. 障害福祉サービスや介護保険サービスとの連携が難しい
- 05. 患者等の同意を得て療養上必要な指導及び診療を行うことが困難
- 06. 適切な問診、身体診察及び検査等を行うことが困難
- 07. 障害支援区分認定に係る医師意見書又は要介護認定に係る主治医意見書等を作成することが困難
- 08. その他(
- 09. 特になし

#### 【上記②で「02.していない」を選択した場合】

- ④ 早期診療体制充実加算の届出を行っていない理由は何ですか。※〇はいくつでも
- 01. 過去6か月間の30分以上又は60分以上の診療実績の要件を満たすことが困難であるため
- 02. 時間外診療の提供に関する要件を満たすことが困難であるため
- 03. 精神科救急医療の提供に関する要件を満たすことが困難であるため
- 04. 精神保健指定医の配置に関する要件を満たすことが困難であるため
- 05. 多職種の活用、専門的な診療等に係る加算について算定することが困難であるため
  - ⇒届出が難しい加算(※Oはいくつでも):

    - 01. 療養生活継続支援加算 02. 児童思春期精神科専門管理加算 03. 児童思春期支援指導加算
- - 04. 認知療法・認知行動療法 05. 依存症集団療法
- 06. 精神科在宅患者支援管理料

- 07. 精神科入退院支援加算 08. 精神科リエゾンチーム加算
- 09. 依存症入院医療管理加算
- 10. 摂食障害入院医療管理加算 11. 児童思春期精神科入院医療管理料
- 06. 経営上のメリットがないため
- 07. その他(

#### ≪情報通信機器を用いた通院精神療法の実施状況≫

⑤ 上記①のうち、「通院精神療法ハ」について、情報通信機器を用いて実施した件数をご記入ください。(令和6年11月1か月間)				
1)30分以上(精神保健指定医)	(	)件		
2)30分以上(精神保健指定医以外)	(	)件		
3)30分未満(精神保健指定医)	(	)件		
4)30分未満(精神保健指定医以外)	(	)件		

_			
(6)	情報通信機器を用いた通院精神療法を行っている場合	<b>課題け何ですか</b>	※○けいくつでも

- 01. 正確な診療が難しい 02. 身体診察等の併施が必要な場面がある 03. 希望する患者が少ない
- 04. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難である 05. 情報通信機器の操作を行うことができる患者が少ない
- 06. その他(

	⑦ 情報通信機器を用いた通院精神療法を行っていない場合、その理由は何ですか。※〇はいくつでも										
01. 通	01. 通院精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため										
<b>⇒具体的に(※○はいくつでも)</b> : 11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため											
12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため											
	13. 希望する患者が少ない・いないため										
	14. その作品 (14. )	_ `	- 診療なませ	左十て理会	にないため					)	
U2. 1F			- 砂原で 天原 : <b>いくつで</b> -		(C/L ( 1/C 0)	,					
	21. 情報	通信機器の	導入予算為	がないため							
						であるため					
	23. 情報: 24. そのf		)操作を行う	りことがで	きると考え	.られる患ネ	旨が少ない	・いないた	( <i>b</i> )	)	
		_ `	呼があるだ	ため						,	
			いくつでも								
					ける精神科 <b>入ください</b>	ト医療の提供 ・・・(	共体制への	貢献を行っ	ていること	_	)
	~~~	~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	 :察等)に~	ついて、都	道府県に積	極的に協っ	りし、診察:	メリカス 業務等を
		回以上行う		//-	., .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	本的にご記	入ください	<u>, :</u> (					)
04 7	33. その1 :の他(	他の要件(	(								)
04.	. •> 16 (										,
≪児童思	思春期支	援指導加	ロ算の算!	定状況≫							
8 児	童思春期支	援指導加	算の届出は	行っていま	すか。						
01. L	ている		- 1 11 111					0	2. してい	かない ⇒(	20~
		年11月の算 (60分以上		)件	加答口	(イ以外)	. (	)件			
	加昇勺 <b>⇒</b> (9) <b>~</b> (11		_) . (	) 14	加异口	(1 12/7)	. (	) 1 <del>+</del>			
			沢した場合】 N男者に対す		/- トス <del>士 /</del> 平	の中佐供料	についてご	i=コ フ ノチミナロ	、 /古毛1	<b>左</b> 88 \	
_						の実施件数 て医学的に					旨します)
令和5年	1					令和6年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
( ) 件	( ) 件	( )件	( ) 件	( )件	( ) 件	1					11月
【初診以	【初診以外】(上記以外の場合を指します)					( ) 件	( ) 件	( )件	( ) 件	( ) 件	11月
						( )件	( )件	( )件	( ) 件	( )件	
令和5年		以外の場合	合を指します	-)	( ) 1+	令和6年	( )件	()件	( )件	( )件	
令和5年 12月		以外の場合 2月	合を指します	4月	5月	, , , ,	7月	8月	9月	10月	
	1月					令和6年					( )件
12月	1月 ( )件	2月	3月	4月	5月	令和6年	7月	8月	9月	10月	( )件
12月 ( )件	1月 ( )件	2月	3月	4月 ( )件 する支援に	5月	令和6年 6月 ( )件	7月 ( )件 選びください	8月	9月	10月	( )件
12月 ( )件 ① 児童 01.	1月 ( )件 世思春期(2	2月 ( )件 0歳未満) <i>0</i> .	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記	4月 ( )件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている	令和6年 6月 ( )件 る職種をお記	7月 ( )件 選びください	8月	9月 ( )件 (つでも	10月 ( ) 件	( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05.	1月 ( )件 <b>世思春期(2</b> 保健師 言語聴覚:	2月 ( )件 0歳未満)の 士	3月 ( )件 <b>D患者に対っ</b> 02. 看記 06. 精祥	4月 ( )件 する支援に 隻師 申保健福祉	5月 ( ) 件 携わっている	令和6年 6月 ( )件 3職種をおう 03. 理学	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( )件 へ。※Oはい	9月 ( )件 (つでも 04. 作業 08. その	10月 ( )件	( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05.	1月 ( )件 <b>性思春期(2</b> 保健師 言語聴覚:	2月 ( )件 0歳未満)の 士 1 0歳未満)の	3月 ( )件 <b>D患者に対っ</b> 02. 看記 06. 精祥	4月 ( )件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている	令和6年 6月 ( ) 件 3職種をおう 03. 理当 07. 公記	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 い。※Oはい。	9月 ( )件 (つでも 04. 作業 08. その	10月 ( )件	11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童	1月 ( )件 <b>性思春期(2</b> 保健師 言語聴覚:	2月 ( )件 0歳未満)の 士 0歳未満)の	3月 ( )件 )患者に対 <sup>7</sup> 02. 看記 06. 精社 )患者に対 <sup>7</sup>	4月 ( )件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実施	令和6年 6月 ( )件 る職種をおう 03. 理等 07. 公認 をしているも	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) が (	9月 ( )件 (つでも 04. 作業 08. その	10月 ( )件 芝療法士 )他 ( でも 動症への対	11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04.	1月 ( )件 <b>に思春期(2</b> 保健師 言語聴覚: <b>に思春期(2</b> 不登校・ 睡眠障害・	2月 ( )件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこもり への対応	3月 ( )件 )患者に対 <sup>7</sup> 02. 看記 06. 精社 )患者に対 <sup>7</sup>	4月 ( )件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実加 傷・自殺へ	令和6年 6月 ( ) 件 3職種をおう 03. 理学 07. 公認 をしているも の対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( )件 い。※Oはい がください。※ 03. 注意 06. 統名	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で)ないくろご	10月 ( )件 ( )件 ( でも )動症への対 の対応	11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07.	1月 ( ) 件 <b>証思春期(2</b> 保健師 言語聴覚: <b>証思春期(2</b> 不登校・ 睡眠障害・ 不安障害	2月 ( )件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこもり への対応	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記 06. 精社 )患者に対す への対応	4月 ( )件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実が 傷・自殺へ 自症への対	令和6年 6月 ( ) 件 る職種をお 03. 理等 07. 公詞 をしているも の対応 応対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 へ。※Oはい。 べださい。※ 03. 注意 06. 統名 09. 薬物	9月 ( )件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (大知・多) (今)	10月 ( )件 ( )件 ( でも )動症への対 の対応	11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10.	1月 ( ) 件 <b>証思春期(2</b> 保健師 言語聴覚: <b>証思春期(2</b> 不登校・ 睡眠障害・ 不安障害	2月 ( )件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこもり への気分障害 ル依存への	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記 06. 精补 )患者に対す への対応	4月 ( )件 する支援に 準 りる支援内 02. 自復 05. 強迫 08. 摂負 11. その	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実が 傷・自殺へ 自症への対 食障害への対	令和6年 6月 ( ) 件 3職種をおう 03. 理等 07. 公認 もしているも の対応 応対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 へ。※Oはい。 べださい。※ 03. 注意 06. 統名 09. 薬物	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で女如・多! (分女調症への) (方女の対応	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ( ) 動症への対 の対応 対応	11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10.	1月 ( )件 を記春期(2) 保健師 言語聴覚: を基本期(2) 不登障: 不登障: 不安に アナル症状・	2月 ( ) 件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこもり への気分障害 いんの対応 いんの対応	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記 06. 精社 )患者に対す への対応 かが応	4月 ( ) 件 する支援に 護師 申保健福祉 する支援内: 02. 自値 05. 強迫 08. 摂重 11. その 14. 暴力	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実が 傷・自殺へ 自症への対 食障害への か	令和6年 6月 ( ) 件 3職種をおう 03. 理等 07. 公認 もしているも の対応 応対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) を (	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で女如・多! (分女調症への) (方女の対応	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ( ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13.	1月 ( ) 件 <b>証思春期(2</b> 保健師 言語 <b>春期(2</b> 不登段障害 不安に アル症状	2月 ( ) 件 0歳未満)の せ 0歳未満)の いきこもり への気分障害 いなの対応 いない」を認	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記 06. 精社 )患者に対す への対応 への対応	4月 ( ) 件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている ま・自殺へ 自症への対 食障害への か他依存症 力・他害等	令和6年 6月 ( ) 件 3職種をおう 03. 理等 07. 公認 もしているも の対応 応対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) を (	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で女如・多! (分女調症への) (方女の対応	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ( ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13.	1月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) 件 ( ) を ( ) で (	2月 ( )件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこもり への気分存へ応 いない」を いない」を いない理由	3月 ( )件 D患者に対す 02. 看記 06. 精神 D患者に対す への対応 対応 対応	4月 ( )件 する支援に 準 等師 申保健福祉・ する支援内: 02. 自復 05. 強迫 08. 摂負 11. その 14. 暴力	5月 ( ) 件 携わっている ま い も は に への対 き に る の 他 依 存 た ・ 他 き き っ の っ い ・ 他 も っ で っ で っ で っ で っ で っ で っ で っ で っ で っ	<b>令和6年 6月</b> ( ) 件 <b>3職種をお</b> 03. 理等 07. 公誌 <b>6しているも</b> の対応 な対応 への対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) を (	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で女如・多! (分女調症への) (方女の対応	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ( ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13. 【上記⑧ ② 届出	1月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) 件 ( ) を (	2月 ( ) 件 0歳未満)の 士 0歳未満)の ひきこ対応 ・の気存存が いない」を追いない理由 を修了した	3月 ( )件 )患者に対す 02. 看記 06. 精社 )患者に対す への対応 対応 選択した場合 ま何ですか 精神科の 精神科の 精神科の	4月 ( ) 件 する支援に 護師 申保健福祉・ する支援内: 02. 自値 05. 強迫 08. 摂負 11. その 14. 暴力	5月 ( ) 件 携わっている 事・自殺へ 自定等のの か・他害等 つでも 医師の配置	<b>令和6年 6月</b> ( ) 件 <b>3職種をお</b> 03. 理等 07. 公誌 <b>6しているも</b> の対応 な対応 への対応	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) を (	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (Oはいくつご (で女如・多! (分女調症への) (方女の対応	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ( ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13. 【上記⑧ ② 届出 01. 遊	1月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) 作 (	2月 ( ) 件 0歳未満)の 士 0歳未満)の い歳未満)の 気をの気を対 の気を対 いない で いない で き の り を が り を が り を が り を が り を が り を い い い い い と い い と い い と い と い り と い と の と り と の と の と の と の と の と の と の と の	3月 ( ) 件 D患者に対す 02. 看記 06. 精社 D患者に対す への対応 軽択した場合 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 は関連した。 はは関連した。 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは	4月 ( ) 件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている までとして実施 自症でもののででも でも でも 医師の配置	<b>令和6年 6月</b> ( ) 件 <b>3職種をお</b> 03.	7月 ( ) 件 関びください 学療法士 思心理師 のをお選び	8月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作す 08. その (のはいくつご (を)のはいくつご (かなを)のない。 (のはいくつご (かなのがない。) (かなのがない。) (のはいくので) (のはいくので) (のないで) (oxe) (	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13.  【上記⑧ ② 届出 01. 適 02. 児児 03. 保	1月 ( ) 件 ( 定 <b>春期</b> (2) 保保語 <b>春</b> が障障コ症 をででででででででででででででです。 はでいる。 ででででする。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はい	2月 ( ) 件 0歳未満)の 立 0歳未満)の 0歳未満)の 0歳未満)の の気依の 気をの気依の いない理しいない理して をの きの の気に理した 診っの の の の の の の の の の の の の の	3月 ( )件 の2. 看記 の6. 精社 の6. 精社 の6. 特社 のか対応 本の対応 本の対応 選択した場合 は何ですか 精神に対す 精神に対す	4月 ( ) 件 する支援に	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実が 高症を自殺の対 食を他依害等 つでも でものの。 といるでものでいる。 といるでものでいる。 でもい。 でもいる。 でもい。 でもい。 でもい。 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	<b>令和6年 6月</b> ( ) 件 <b>3職種をお</b> 03. 理等 07. 公誌 <b>6しているも</b> の対応 な対応 への対応	7月 ( ) 件 選びください	8月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作す 08. その (のはいくつご (を)のはいくつご (かなを)のない。 (のはいくつご (かなのがない。) (かなのがない。) (のはいくので) (のはいくので) (のないで) (oxe) (	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件
12月 ( )件 ① 児童 01. 05. ① 児童 01. 04. 07. 10. 13. 【上記⑧ ② 届出 01. 適	1月 ( ) 件 に 表 期 (2 保 書 本 登 眠 安 ル 体 で 行 な 思 師 に で 行 な 思 師 に で で 行 な 思 師 に ( ) は を は と し て し 修 期 看 な は と し て し 修 期 看 な は と し て し 修 期 看 な に の と し て し に の ま に ( ) と し て し に の に の と し て し に の と し て し に の と し て し に の と し て し に の と し て し に の と い と い と い と い と い と い と い と い と い と	2月 ( )件 0歳未満)の せ 0歳未満)の 0歳未満)の 0歳未満)の 50歳きの気依の 50歳をの気依の 50歳をの気依の 50歳をでする 50歳をでする 50歳をでする。 50歳をでする。 50歳をでする。 50歳をの気をのがいります。 50歳をのうまででする。 50歳をのうまでする。 50歳をのうなでする。 50歳をのるでする。 50歳をのるでする。 50歳をのるです	3月 ( ) 件 D患者に対す 02. 看記 06. 精社 D患者に対す への対対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応	4月 ( ) 件 する支援に 準解健福祉 する支援内: 02. 自領 05. 張長 11. 表 14. 暴 合】 。※Oはいく 事任の医療修 した業を修 に作修を修	5月 ( ) 件 携わっている 士 容として実	<b>令和6年 6月</b> ( ) 件 <b>3職種をお</b> 03. 母準 07. 公表 07. 公本 の応対へのが ながのの対 が困難  ( ) 作	7月 ( ) 件 <b>選びください</b>	8月 ( ) 件 ( ) 件 ( ) ※Oはい。 303. 注意 06. 統合 09. 薬物 12. 虐行 15. その	9月 ( ) 件 (つでも 04. 作業 08. その (のはいくつご (で欠如・多!) (分大の対応 (の対応の) (分本の対応) (の対応の)	10月 ( ) 件 ( ) 件 ( でも ) 動症への対 の対応 対応	( )件  11月 ( )件

06. その他(

#### 8. 療養生活継続支援加算の算定状況について

①療養生活継続	支援加算の届出は行っていますか。		
01. している	⇒2^	02. していない	\ ⇒3 <b>^</b>

【上記①で「01.している」を選択した場合】 ②療養生活継続支援加算に係る支援を行う専任の職員数と1人あたりの対象患者数についてご記入ください。					
1)専任の職員	精神保健福祉士( )人 看護師・保健師( )人				
2) 職員1人あたりの対応している患者数	( ) 人 ※令和6年11月				
3) 患者1人当たりに支援を実施する月当たりの回数	1人に対して1か月あたり平均( )回				

#### 【上記①で「02.していない」を選択した場合】

- ③ 療養生活継続支援加算の届出を行っていない理由は何ですか。 ※〇はいくつでも
- 01. 当該支援に専任の精神保健福祉士が1名以上勤務することが難しいため
- 02. 当該支援を行う保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者を1人に月30人以下とすることが難しいため
- 03. 保健所、市町村、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携が難しいため
- 04. 医療機関等における対面による20分以上の面接の実施が難しいため
- 05. 対象となる患者がいないため
- 06. 経営上のメリットがないため
- 07. その他(

#### 9. 在宅医療の状況について

#### ≪精神在宅患者の往診\*1≫

※1:往診とは、医師が、予定外に、患家に赴き診療を行うことを指します。

①貴施設では	精神科在宅患者の往診を実施していますか。
	TH TT T T T T T T T T T T T T T T T T T

01. 実施している **→①-1へ** 

02. 実施していない →①-2**へ** 

①-1 <u>上記①で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。</u> <u>令和6年11月</u> における実施回数、往診を行った患者数(実人数)等についてご記入ください。					
1)往診の実施回数	1)往診の実施回数 ( )回				
2)往診を行った患者数	実人数	(	)人		
	a. 在宅精神療法「イ」の算定患者	(	)人		
3)上記2)のうち	b. 在宅精神療法「ロ」の算定患者	(	)人		
在宅精神療法の算定区分別の	c. 在宅精神療法「ハ」(1)の算定患者	(	)人		
患者数	d. 在宅精神療法「ハ」(2)の算定患者	(	)人		
	e. 在宅精神療法「ハ」(3)の算定患者	(	)人		

1)-2	①-2 <u>前記①で「02. 実施していない」と回答した施設にお伺いします。</u> 往診を実施していない理由について、あてはまるものをお選びください。※Oはいくつでも				
01.	往診が必要な患者がいないため				
02.	職員が不足しているため				
	⇒不足している職員 ( <b>※○はいくつでも</b> ) : 21. 医師 22. 看護職員 23. 薬剤師				
	24. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士				
	25. その他(				
03.	急な対応が難しいため 04. 移動時間の確保が難しいため				
05.	経営上のメリットがないため 06. 緊急時の対応等に不安があるため				
07.	同地域で精神科往診を実施する他の医療機関があり、当院が実施する必要がないため				
08.	その他(	)			

#### 【前記①で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。】

②身体合併症に対応していますか。(Oはいくつでも)	
01. 自院の医師(精神科)が対応 →2-1へ	02. 自院の医師 (精神科以外) が対応 →②-1へ
03. 他院の医師と連携して対応 →2-1へ	04. 対応していない →③へ

②-1 上記②で「01. 自院の医師(精神科)が対応」「02. 自院の医師(精神科以外)が対応」「03. 他院の	)医師と連携して対応」と
回答した施設にお伺いします。	
実際に対応する施設における、下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。	
(対応可能なものにO、対応不可のものに×)	
a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者	
b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者	
c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者	
d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	
e. 気管カニューレを使用している状態にある者	
f. 留置カテーテルを使用している状態にある者	
g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	
h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	
i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	
j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	
k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	
1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	
m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	
n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	
o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	
p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	
q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者	
s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
t. 向精神薬による副作用への対応	

### ≪精神在宅患者の訪問診療<sup>※2</sup>≫

※2:在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行うことを指します。

③貴施設では、精神科在宅患者の訪問診療を実施していますか。	
01. 実施している →3-1へ	02. 実施していない →3-2~

③-1 上記③で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。 <u>令和6年11月</u> における実施回数、訪問診療を行った患者数(実人数)等についてご記入ください。						
1)訪問診療の実施回数 (						
2)訪問診療を行った患者数	実人数	( )人				
	a. 在宅精神療法「イ」の算定患者	( )人				
3)上記2)のうち	b. 在宅精神療法「ロ」の算定患者	( )人				
在宅精神療法の算定区分別の	c. 在宅精神療法「ハ」(1)の算定患者	( )人				
患者数	d. 在宅精神療法「ハ」(2)の算定患者	( )人				
e. 在宅精神療法「ハ」(3)の算定患者 ( )ノ						
③-2 <u>上記③で「02. 実施していない」と回答した施設にお伺いします。</u> 訪問診療を実施していない理由について、あてはまるものをお選びください。※Oはいくつでも						
01. 訪問診療が必要な患者がいないため 02. 職員が不足しているため						
⇒不足している職員(※○はいくつでも):21. 医師 22. 看護職員 23. 薬剤師 24. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 25. その他( )						
	04. 在宅での対応等に不安があるため					
05. 経営上のメリットがないため	06. 同地域で精神科訪問診療を実施する他の医療 しているため	機関に対象となる患者を紹介				
07. その他(		)				

#### 【前記③で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。】

④身体合併症に対応していますか。

01. 自院の医師(精神科)が対応 →4-1へ

02. 自院の医師(精神科以外)が対応 →4-1へ

03. 他院の医師と連携して対応 →4-1へ

04. 対応していない →⑤へ

④-1 上記④で「01. 自院の医師(精神科)が対応」「02. 自院の医師(精神科以外)が対応」「03. 他院の医師と連携して対応」と回答した施設にお伺いします。
下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。(対応可能なものに○、対応不可のものに×)
 a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
 b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
 c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
 d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
 e. 気管カニューレを使用している状態にある者
 f. 留置カテーテルを使用している状態にある者
 g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
 h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
 i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
 j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
 k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者

1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者

- m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- t. 向精神薬による副作用への対応

#### ≪精神科在宅患者支援管理料≫

⑤令和6年度診療報酬改定で精神科在宅患者支援管理料の対象患者が追加されましたが、貴施設では令和6年度診療報酬改定を 機に新たに施設基準の届出を行いましたか。

01. 新たに届出を行った →⑤-1へ

02. もともと届出をしており、新たに届出はしなかった  $\rightarrow$ **⑤**-1へ

03. 届出はしていない →⑤-6へ

#### 【以下の⑤-1~⑤-5 の質問は、<u>上記⑤で「01」および「02」と回答した施設</u>にお伺いします。】

※3:「特別の関係」とは、①開設者が同一、②代表者が同一、③代表者同士が親族等、④役員等のうち他の保険医療機関の役員等の親族等が 3割超、⑤人事、資金等の関係により互いに重要な影響を与えうる場合をいう。

⑤-2 令和6年9月~11月における「精神科在宅患者支援管理料」の算定状況についてお選びください。 01. 算定あり →⑤-3へ 02. 算定なし →p. 17の「10」へ

⑤-3 上記⑤-2で「01. 算定あり」と回答した施設にお伺いします。 令和6年9月~11月における「精神科オンライン在宅管理料」の算定状況についてお選びください。

01. 算定あり →⑤-5へ

02. 算定なし →⑤-4へ

<ul> <li>⑤-4 精神科オンライン在宅管理料を算定していない理由としてあてはまるものをお選びください。 ※Oはいくつでも</li> <li>01. 在宅精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため ⇒具体的に(※Oはいくつでも):         <ol> <li>11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため</li> <li>12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため</li> <li>13. 希望する患者が少ない・いないため</li> <li>14. その他(</li> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため ⇒具体的に(※Oはいくつでも):                 <ol> <li>15. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>21. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li> <li>24. その他(</li> <li>)</li> </ol> </li> </ol></li></ul>			
<ul> <li>01. 在宅精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため         ⇒具体的に(※Oはいくつでも):         <ol> <li>11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため</li> <li>12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため</li> <li>13. 希望する患者が少ない・いないため</li> <li>14. その他(</li> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため</li></ol></li></ul>	<b>⑤</b> -4		さい。
<ul> <li>→具体的に(※Oはいくつでも):</li> <li>11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため</li> <li>12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため</li> <li>13. 希望する患者が少ない・いないため</li> <li>14. その他(</li> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため</li> <li>→具体的に(※Oはいくつでも):</li> <li>21. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため</li> <li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li> <li>24. その他(</li> </ul>		※しはいくつでも	
<ul> <li>11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため</li> <li>12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため</li> <li>13. 希望する患者が少ない・いないため</li> <li>14. その他( )</li> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため</li> <li>⇒具体的に(※Oはいくつでも):</li> <li>21. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため</li> <li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li> <li>24. その他( )</li> </ul>	01.	在宅精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため	
<ul> <li>12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため</li> <li>13. 希望する患者が少ない・いないため</li> <li>14. その他( )</li> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため</li> <li>⇒具体的に(※Oはいくつでも):</li> <li>21. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため</li> <li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li> <li>24. その他( )</li> </ul>		⇒具体的に(※○はいくつでも):	
13. 希望する患者が少ない・いないため 14. その他( 02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため  →具体的に(※Oはいくつでも): 21. 情報通信機器の導入予算がないため 21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため 23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため 24. その他( )		11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため	
14. その他( 02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため  →具体的に(※○はいくつでも): 21. 情報通信機器の導入予算がないため 21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため 23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため 24. その他( )		12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため	
<ul> <li>02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため</li> <li>⇒具体的に(※Oはいくつでも):</li> <li>21. 情報通信機器の導入予算がないため</li> <li>21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため</li> <li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li> <li>24. その他()</li> </ul>		13. 希望する患者が少ない・いないため	
→具体的に(※○はいくつでも): 21. 情報通信機器の導入予算がないため 21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため 23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため 24. その他( )		14. その他(	)
21. 情報通信機器の導入予算がないため 21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため 23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため 24. その他 ( )	02.	情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため	
<ul><li>21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため</li><li>23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため</li><li>24. その他( )</li></ul>		⇒具体的に(※○はいくつでも):	
23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため 24. その他 ( )		21. 情報通信機器の導入予算がないため	
24. その他(		21. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため	
		23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いな	いため
		24. その他(	)
┃ 03. その他(	03.	その他(	)

⑤-5 令和6年 11 月における「精神科在宅患者支援管理料」の算定件数をご記入ください。		
≪在宅医療における包括的支援ケアマネジメント導入基準の要件を満たす患者についてご記入くた	ごさい≫	
a. 精神科在宅患者支援管理料1	(	)件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者 (1)単一建物診療患者1人	(	)件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者(2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
b. 精神科在宅患者支援管理料2	(	)件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者 (1)単一建物診療患者1人	(	)件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者 (2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
c. 精神科在宅患者支援管理料3	(	)件
イ. 単一建物診療患者1人	(	)件
口. 単一建物診療患者2人以上	(	)件
≪過去6か月以内に精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟から退院した患者についてこ	ご記入くださ	さい》
a. 精神科在宅患者支援管理料1	(	)件
口. 重症患者等 (1)単一建物診療患者1人	(	)件
口. 重症患者等(2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
b. 精神科在宅患者支援管理料2	(	)件
口. 重症患者等 (1)単一建物診療患者1人	(	)件
口. 重症患者等(2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
c. 精神科在宅患者支援管理料3	(	)件
イ. 単一建物診療患者1人	(	)件
口. 単一建物診療患者2人以上	(	)件

<u> </u>	03. 届出はしていない」と回答した施設にお伺いします <u>。</u>
届出を行れ	わない理由と今後の意向についてご記入ください。
	01. 対象となる患者がいないため
	→ 【満たすことが難しい対象要件】 (※Oはいくつでも):
	11. ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師 その他の職員による家庭訪問の対象者
	12.機関等の要請を受け、精神科を標榜する保険医療機関の精神科医が訪問し診療を行った
	結果、計画的な医学管理が必要と判断された者
	13. 当該管理料を算定する日においてGAF尺度による判定が40 以下の者
	└14. 過去6か月以内に精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟から退院した患者
1)届出を行わな	02. 施設基準を満たすことが難しいため
い理由	→【満たすことが難しい施設基準】 (※Oはいくつでも) :
※0はいくつでも	[21. 当該保険医療機関内に精神科の常勤医師が適切に配置されていること]
	22. 当該保険医療機関内に常勤の精神保健福祉士が適切に配置されていること
	23. 当該保険医療機関内に常勤の作業療法士が適切に配置されていること
	24. 当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が
	可能な体制を確保していること
	25. 精神科訪問診療や訪問看護等の提供実績が一定数以上であること
	03. 算定可能な期間の上限が2年であること
	04. 経営上のメリットがないこと
	05. その他(
2)今後の届出	01. 届出の予定がある <b>→届出予定時期</b> :西暦 ( )年 ( )月
意向	02. (具体的な予定はないが) 届出の意向がある 03. 検討中であり、まだ分からない
	04. 届出を行う意向はない 05. その他 ( )

師」とは、右記の4種類を指します。

は、それぞれに人数を計上してください。

※右記の4種類について複数該当する者について

0. 精神科訪問看護の状況							
①貴施設は精神科訪問看護を行っていますか。							
01. 病院(貴施設)が行っている →②~⑦へ							
02. 病院(貴法人)設置の訪問看護ステーションが行っている →®へ							
03. 行っていない	→8~						
/NT00 30=0	884 L 57@~F01 . #	= n-1 / e ++- = n \		N 7. 4N.AAF 7.	/±°±ı. 1		
【以下の②~⑦の設	問は、上記 <u>①で「01. 病</u>	5院(貢施設)が行って	いる」と回答した施設の	<u>)み</u> お答え <sup>(</sup>	(ださい。)		
②精神科訪問看護	に携わる職員数(常勤技	9算 <sup>※1</sup> )をお答えくださし	<b>ハ</b> 。(病棟看護職員によ	る退院前訪	問看護は含み	みません。)	
1)保健師•看護的	五 2)准看護師	3)作業療法士	4)精神保健福祉士	5) 7	一の他	6)1	合計
(	)人 ( . )力	( . )	( , )人	(	. )人	(	. )人
`	<u>/ /                                  </u>	L		,	. //	(	. //
	つ場合:(非常勤職員の1週				務時間)		
■1か月に数回勤務の	D場合:(非常勤職員の1か	月の勤務時間) ÷ (貴施設	とが定めている常勤職員の	01週間の勤	務時間×4)		
②-1 24時間対	  応が可能な体制を確保	していますか。					
				. `			
01. 確保して	( ) ( )		02. 確休していない				
③令和6年 11 月1	か月間の精神科訪問看	護を実施した患者数(	実人数)		実人数(		)人
	のうち、身体疾患を有す				実人数(		)人
	のプラ、牙体状態を有す	<b>心心自致(天八致</b> )			大八奴(		17
④ <u>令和6年 11 月</u> えください。	日~11 月7日の1週間	]の精神科訪問看護の	患者について、週当た	りの訪問回	回数別に患る	皆数( <u>実人</u>	数)をお答
週1回	週2回	週3回	週4回	週5回	]以上	合	·計
						,	\ [
( )人	( )人	( )人	( )人	(	)人	(	)人
				`	, , , -	`	)人
	か月間の精神科訪問看		章定患者数(人)と算定	回数(回)を	お答えくだ	さい。	
				·回数(回)名	お答えくだ	`	Ŀ
	か月間の精神科訪問看		章定患者数(人)と算定	回数(回)を	お答えくだ	さい。	<b>L</b> )人
⑤令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記	か月間の精神科訪問看 <b>獲・</b> 指導料(I)		章定患者数(人)と算定	<b>回数(回)</b> <b>与</b> )人 )回	お答えくだ	さい。	<b>上</b> )人 )回 )人
⑤令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記	か月間の精神科訪問看		章定患者数(人)と算定	回数(回)   (回数(回)   (回数(回)   (回数(回)   (回)   (u)	お答えくだ	さい。	<b>上</b> )人 )回 )人 )回
⑤令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又は記	か月間の精神科訪問看 <b>獲・</b> 指導料(I)		章定患者数(人)と算定	<b>回数(回)</b>    <b>(回数(回)</b>    <b>(</b> ( <b>(</b> ))   <b>(</b>	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回
<ul><li>⑤令和6年 11 月1</li><li>a. 精神科訪問看記</li><li>b. 保健師又は記</li><li>c. 作業療法士</li></ul>	か月間の精神科訪問看 養・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数		章定患者数(人)と算定	回数(回)   (回数(回)   (回数(回)   (回数(回)   (回)   (u)	お答えくだ	さい。	<b>上</b> )人 )回 )人 )回
<ul><li>⑤令和6年 11 月1</li><li>a. 精神科訪問看記</li><li>b. 保健師又は記</li><li>c. 作業療法士</li></ul>	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数		章定患者数(人)と算定	回数(回) を	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回
<ul><li>⑤令和6年 11 月1</li><li>a. 精神科訪問看記</li><li>b. 保健師又は記</li><li>c. 作業療法士</li></ul>	か月間の精神科訪問看 養・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 祉士による算定回数		章定患者数(人)と算定	) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又は記 c. 作業療法士 d. 精神保健福 e. 准看護師に必	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 よる算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	回数(回) を	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又は記 c. 作業療法士 d. 精神保健福 e. 准看護師に必	か月間の精神科訪問看 養・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 祉士による算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	D数(回)を   D数(回)を   D	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこ。作業療法士 d. 精神保健福祉 e. 准看護師による	か月間の精神科訪問看 養・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 祉士による算定回数 よる算定回数 よる算定回数 集・指導料(Ⅲ)(同一建物	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	D数(回) を	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこ。作業療法士 d. 精神保健福祉 e. 准看護師による	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 よる算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	D数(回)を   D数(回)を   D	お答えくだ	さい。	上 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこ。作業療法士 d. 精神保健福祉 e. 准看護師による	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 よる算定回数 まる算定回数 と、指導料(皿)(同一建物 看護師による算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	D数(回) を	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこの。 作業療法士は、精神保健福祉を、准看護師による。 保健師又は、 情. 精神科訪問看記 g. 保健師又は、 h. 作業療法士	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 独士による算定回数 よる算定回数 よる算定回数 (まる算定回数 を・指導料(皿)(同一建物 看護師による算定回数 による算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	Day (D)   C   C   C   C   C   C   C   C   C	お答えくだ	さい。	上 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこの。 作業療法士は、精神保健福祉を、准看護師による。 保健師又は、 情. 精神科訪問看記 g. 保健師又は、 h. 作業療法士	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 よる算定回数 まる算定回数 と、指導料(皿)(同一建物 看護師による算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	Day (D)   C   C   C   C   C   C   C   C   C	お答えくだ	さい。	上 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人 )回 )人
(5)令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこの。 作業療法士は、精神保健福祉を、准看護師による。 保健師又は、 情. 精神科訪問看記 g. 保健師又は、 h. 作業療法士	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とも第定回数 による算定回数 による算定回数	護の時間区分ごとの	章定患者数(人)と算定	Day (D)   C   C   C   C   C   C   C   C   C	お答えくだ	さい。	上 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人
(5)令和6年 11 月1  a. 精神科訪問看記	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とも第定回数 による算定回数 による算定回数	護の時間区分ごとの第一	章定患者数(人)と算定 1) 30 分未流 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	Day (D)   C   C   C   C   C   C   C   C   C	お答えくだ	さい。	上 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()() ()()
(S) 令和6年 11 月1  a. 精神科訪問看記	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 による算定回数 による算定回数 による算定回数 とはる算定回数 とはによる算定回数 とはによる算定回数 とはによる算定回数 との責施設における事門の研修を受けた	護の時間区分ごとの領域を表現しています。	章定患者数(人)と算定  1) 30 分未流 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	回数(回) を	お答えくだ	さい。 30 分以 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	上 ()人 ()回 ()人 () () () () () () () () () ()
(s) 令和6年 11 月1 a. 精神科訪問看記 b. 保健師又はこの。 作業療法 d. 精神保健福息。 准有護師に表情。 精神科訪問看記 g. 保健師又は、 h. 作業療法は、 i. 精神保健福息。 作業 保健福祉・ j. 准看護師による。 令和6年により、 本の人間の人間の人間の人間の人間の人間である。 (s) 令和6年により、 は、	か月間の精神科訪問看 護・指導料(I) 看護師による算定回数 による算定回数 社士による算定回数 よる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 とる算定回数 による算定回数 による算定回数 による算定回数 による算定回数 による算定回数 による算定回数 による算による第定回数 による算定回数	護の時間区分ごとの領域を表現しています。   あおままでは、   あおままでは、   あまままでは、   る	章定患者数(人)と算定 1) 30 分未流 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	回数(回) を	お答えくだ	さい。	上 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()回 ()人 ()(D ()(D ()(D ()(D ()(D ()(D ()(D

⑦複数名精神科訪問看護·指導加算を算定した利用者数を保健師又は看護師と同行した職種ごとにご記入ください。 (令和6年11月) ※1人の利用者が複数の状態にあてまる場合は全てに計上

(

4) 特定行為研修修了者

	a.保健師 /看護師	b.作業療法士	c.准看護師	d.看護補助者	e.精神保健 福祉士
⑦-1 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等 が認められる者	人	人	人	人	人
⑦-2 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者	人	人	人	人	人
⑦-3 利用者及びその家族それぞれへの 支援が必要な者	人	人	人	人	人
⑦-4 その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる者	人 (具体的に:	人	人	人	人

01. 対応している **⇒®-1へ** 

02. 対応していない ⇒p. 19の「11」へ

⑧-1 上記®で「01. 対応している」と回答した施設にお伺いします。	
下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。(対応可能なものに〇、対応不	可のものに×)
a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者	
b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者	
c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者	
d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	
e. 気管カニューレを使用している状態にある者	
f. 留置カテーテルを使用している状態にある者	
g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	
h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	
i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	
j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	
k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	
1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	
m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	
n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	
o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	
p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	
q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者	
s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
t. 向精神薬による副作用への対応	

#### 11. 身体的拘束\*\*1を予防・最小化する取組の状況

①身体的拘束を予防・最小化するためのマニュアル等を策定していますか。(令和6年11月1日時点)
01. 策定あり
02. 策定なし

②院内における身体的拘束の実施・解除基準を策定していますか。(令和6年11月1日時点)

01. 策定あり 02. 策定なし

- ③ 貴施設における身体的拘束を予防・最小化するための具体的な取組内容についてご回答ください。※〇はいくつでも
  - 01. 院内の身体的拘束の実施状況の把握
  - 02. 院内の身体的拘束の実施状況の病院長との共有
  - 03. 院内の身体的拘束の実施状況の見える化
  - 04. 身体的拘束の予防・最小化に関する具体的な目標設定
  - 05. 病棟ラウンドを通じた身体的拘束を実施している患者状況・状態の把握
  - 06. 病棟において、身体的拘束を実施している各患者の解除に向けた多職種による検討
  - 07. 看護職員に対する身体的拘束を予防・最小化するための教育や研修の企画・開催
  - 08. 看護職員以外の職員に対する身体的拘束を予防・最小化するための教育や研修の企画・開催
  - 09. 病院外の者が関わる事例検討会や対策の検討の実施
  - 10. 身体的拘束の予防・最小化に係る院内横断チームの設置
  - 11. 行動制限最小化委員会の設置
  - 12. その他(

※1:身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。また、精神病床においては、精神保健福祉法に基づいて精神保健指定医の指示の下に実施される、衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。

#### 【以下の質問は、すべての施設にお伺いします。】

その他、令和6年度の精神医療に係る診療報酬項目の改定について、ご意見がありましたら具体的にご記入ください。	

病院票の質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 令和7年1月24日(金)までに返信用封筒(切手不要)に封入の上ご投函ください。

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和6年度調査)

### 精神医療等の実施状況調査 病棟票

- ※この病棟票は、病棟の管理者の方に精神医療の診療体制や実施状況、今後の意向等についてお伺いするものです。 ※以下の【調査対象病棟】に記載した入院基本料等を算定している病棟についてご記入ください。入院基本料別 に、「調査実施要領」の「II. 対象者及び回答方法」に沿って対象病棟を抽出のうえご回答ください(該当する病棟がない場合は、その入院基本料についての病棟票は、回答不要です)。
- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( )内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入ください。
  - ( )内に数値を記入する設問で、<u>該当なしは「O(ゼロ</u>》を、わからない場合は「<math>-」をご記入ください。
- ※特に断りのない質問については、<u>令和6年11月1日(金)時点</u>の状況についてご記入ください。

#### 【調査対象病棟】

- •精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科地域包括ケア病棟 入院料、地域移行機能強化病棟入院料の届出を行っている全病棟
- ・精神病棟入院基本料(10対1、13対1、15対1)、精神料療養病棟入院料の届出を行っている病棟のうち1棟

#### 1. 入院基本料等について

① 当該病棟の入院基本料等をお選びください。	01.	精神科救急急性期医療入院料	02.	精神科急性期治療病棟入院料
	03.	精神科救急・合併症入院料	04.	精神病棟入院基本料 ⇒(10対1・13対1・15対1)
	05.	精神療養病棟入院料	06.	精神科地域包括ケア病棟入院料
		地域移行機能強化病棟入院料	08.	特定機能病院入院基本料
② 当該病棟の許可病床数をご記入ください。	(	) ]	末	
③ 病床利用率をご記入ください。	(	) (	%	令和6年11月

④-1 貴病棟の職員数 <sup>*1</sup> (常勤換算 <sup>*2</sup> )をご記入ください。		
1)看護師(保健師を含む)*3	(	)人
a. (うち)精神看護専門看護師*	(	)人
b. (うち)認知症看護認定看護師*	(	)人
c. (うち)精神科認定看護師**	(	)人
d. (うち)特定行為研修修了者	(	)人
2)准看護師	(	)人
3)看護補助者	(	)人
4)薬剤師	(	)人
5)作業療法士	(	)人
6)公認心理師	(	)人
7)精神保健福祉士	(	)人
8)社会福祉士(上記7)を除く)	(	)人
9) 管理栄養士	(	)人
10) その他職員	(	)人

- ※1:外来や入退院支援部門等、病棟以外の業務に従事する者は除いてください。
- ※2:常勤換算:貴施設の1週間の所定勤務時間を基本として、下記のように常勤換算して小数第1位まで(第2位を切り捨て) ご記入ください。
  - 例: 1週間の所定勤務時間が40時間の病院で、週4日(各日5時間)勤務の看護職員が1人いる場合:(4日×5時間×1人)÷40時間
- ※3:貴病棟以外の病棟業務に従事する者は除いてください。
  - \*日本看護協会の認定した者 \*\*日本精神科看護協会の認定した者

④-2 貴病棟の職員数(実人数)をご記	入ください。						
	貴病棟においてのみ 業務を行っている職員 数				、入退院支援 務を行ってい	貴病棟と、外 退院支援部門 で業務を行っ 職員数	門を除く)
1)薬剤師	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
2)作業療法士	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
3)公認心理師	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
4)精神保健福祉士	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
5)社会福祉士(上記5)を除く)	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
6)管理栄養士	( )人	(	)人	(	)人	(	)人
⑤夜間の病棟における職員配置の状況 ※〇はいくつでも	記についてお伺いします。 	。夜間配置	されている職	種について	て、該当するも	のをお選びく	ださい。
01. 看護師(保健師を含む) ⇒	11. 精神看護専門看護 14. 特定行為研修修了		認知症看護認	 忍定看護師	i 13. 精神和	———— 科認定看護師	ĵ
02. 准看護師 03.	. 看護補助者	04.	薬剤師		05. ∥	乍業療法士	
06. 公認心理師 07.	. 精神保健福祉士	08.	社会福祉士	・ (07除く)	) 09. 管	<b>管理栄養士</b>	
	TRITIVE IM	-		(** 10** * )	·	1,77/1,77	
10. その他 ( )							
⑥貴病棟の看護職員※4の勤務者数に	ついて(令和6年9月~	11月)					
1)平日日勤帯					平均(	( )人	
2)夜勤帯					平均(	( )人	
※4:看護職員:保健師、助産師、看護師	师、准看護師を指します。			_			
⑦貴病棟の看護補助者の勤務者数に	ついて(今和6年9月~	11日)					
1)平日日勤帯	, 50 · C (   1   10 - 0 / 1	ווא/			平均(	)人	
2)夜勤帯					平均(	) 人	
乙/ 汉封 印					7 70 1	, , , ,	
8貴病棟の作業療法士の勤務者数に	ついて(令和6年9月~	11月)					
1)平日日勤帯					平均(	)人	
2) 夜勤帯					平均(	) 人	
⑨貴病棟の精神保健福祉士の勤務者	数について(令6年9月	~11月)					
1)平日日勤帯					平均(	)人	
2)夜勤帯					平均(	)人	
⑩貴病棟では、認知症看護に係る適切	りな研修を修了した看護! 	師はいます	<b>つか。</b>				
01. いる ⇒常勤看護師 ( )	人、非常勤看護師[常	勤換算]	( ) )	<del></del> 人	02. V	ない	
○□なさしつの中佐歩河についてご							
①認知症ケアの実施状況についてご			N-144 )			· 1-100	
1)看護計画の作成における認知症が		有無 (	)1. 連携して	いる	02.	連携していた	۲ <i>۱</i> /
2)計画作成段階からの退院支援の 検討・実施状況	01. 実施できている		. あまり実施		ない 03.	実施できて	いない
	01. 週に1回程度以	人上の頻度	で実施してレ	いる			

02. 週に1回程度未満の頻度で実施している

03. 実施していない

3)症例等の検討状況

### 2. 入院患者の状況

1	令和(	年 11月1日にお	ける当該病棟の全ての入院	患者について、以下の該当する人数をご記入く	<b>ばさい。</b>	
1)	令和6	年11月1日時点 <sup>-</sup>	での在院患者数		(	)人
2)	上記の	うち各患者数			(	)人
	向精	申薬の使用				
	a. 主傷病に対して薬物療法を受けている患者数				(	)人
		b. (うち)クロ	コザピンを投与している患者数	t	(	)人
		c. (うち)持続	続性抗精神病注射薬剤(LAI)	を投与している患者数	(	)人
		d. (с О	うち)非定型 LAI を投与してし	いる患者数	(	)人
	₩≠ ++	日体を制される	<b>にもかによる中央</b> 数	a. 隔離中	(	)人
	栯件	未健価征法上の	行動制限中の患者数	b. 身体的拘束中	(	)人

	b. 身体的拘束	中	)人
3)身体合併症を有する入院患者数		、喘息発作、肺気腫等)の患者	( )人
	02. 心疾患(NYHA川   の患者	[度以上の心不全、虚血性心疾患等)	
	03. 手術または直達・介	・達牽引を要する骨折の患者	( )人
	04. 脊椎損傷の患者		( )人
	05. 重篤な内分泌・代謝	性疾患の患者	( )人
	06. 重篤な栄養障害 (Body Mas	ss Index 15未満の摂食障害)の患者	( )人
		毒、アルコール精神障害等)の患者	( )人
		梅毒、敗血症等)の患者	( )人
		三(髄膜炎、脳炎等)の患者	( )人
		l血、イレウス等)の患者	( )人
	11. 劇症肝炎または重症		( )人
	12. 悪性症候群または様		( )人
	13. 広範囲(半肢以上)		( )人
	14. 手術、化学療法また   又は末期の悪性腫瘍	:は放射線療法を要する状態 張の患者	( )人
	15. 透析導入時の患者		( )人
	16. 維持透析の患者		( )人
	17. 重篤な血液疾患の患	· t者	( )人
	18. 急性かつ重篤な腎疾	患(急性腎不全、	( )人
	ネフローゼ症候群ま	たは糸球体腎炎)の患者	
	19. 手術室での手術を必		( )人
		20. 膠原病(専門医による管理を必要とする状態)の患者	
	21. 妊産婦である患者		( )人
	22. 糖尿病のある患者		( )人
	23. 高血圧のある患者		( )人
	24. 脂質異常症のある患		( )人
	25. その他(	)	( )人
4)介助を要する入院患者	障害者支援区分	区分 1	( )人
		区分 2	( )人
		区分3	( )人
		区分4	( )人
		区分5	( )人
		区分6	( )人
		未申請 申請中	( )人
		非該当	( )人
		不明	( )人
	要介護度	自立	()人
	安月改及	要支援1・2	( )人
		要介護 1	()人
		要介護2	()人
		要介護3	()人
		要介護 4	()人
		要介護 5	()人
		非該当(自立)	()人
		未申請	()人
		申請中	( )人
		不明	( )人

		(
②令和6年11月の1か月間について、貴病棟に入院した患者数、退棟した患者数をご記入ください。		
1)当該病棟における新規入院患者数 ※入院時の区分についてご記入ください。	(	) .
a. (うち)任意入院	(	)
b. (うち)医療保護入院	(	)
c. (うち)措置入院	(	)
d. (うち)緊急措置入院	(	) ,
e. (うち) 応急入院	(	) ,
	(	)
a. 自宅(在宅医療の提供あり)	(	)
b. 自宅(在宅医療の提供なし)	(	)
c. 介護老人保健施設	(	
d. 介護医療院		
e. 介護療養型医療施設	(	)
	(	)
f. 特別養護老人ホーム	(	)
g. 軽費老人ホーム、有料老人ホーム	(	)
h. その他の居住系介護施設(認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)	(	)
i. 障害者支援施設	(	)
j. 共同生活援助(グループホーム)	(	)
k. 他院の一般病床	(	)
(kのうち)特別の関係 <sup>※1</sup> にある他院	(	)
・・他院の療養病床	(	)
(1のうち)特別の関係*1にある他院	(	)
m. 他院の精神病床	(	)
(mのうち)特別の関係 <sup>※1</sup> にある他院	(	)
n. 他院のその他の病床	(	)
(nのうち)特別の関係※1にある他院	(	)
o. 自院の一般病床	(	)
p. 自院の療養病床	(	)
q. 自院の精神病床(他病棟)	(	)
r. 自院のその他の病床	(	)
s. 有床診療所	(	)
t. その他	(	)
)当該病棟における退棟患者数	(	)
a. 自宅(在宅医療の提供あり)	(	)
b. 自宅(在宅医療の提供なし)	(	
c. 介護老人保健施設		)
d. 介護医療院	(	)
e. 介護療養型医療施設	(	)
	(	)
f. 特別養護老人ホーム	(	)
g. 軽費老人ホーム、有料老人ホーム	(	)
h. その他の居住系介護施設(認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)	(	)
i. 障害者支援施設	(	)
j. 共同生活援助(グループホーム)	(	)
k. 他院の一般病床	(	)
(kのうち) 特別の関係 <sup>※1</sup> にある他院	(	)
1. 他院の療養病床	(	)
(1のうち)特別の関係*1にある他院	(	)
m. 他院の精神病床	(	)
(mのうち)特別の関係 <sup>※1</sup> にある他院	(	)
n. 他院のその他の病床	(	)
(nのうち)特別の関係 <sup>※1</sup> にある他院	(	)

	o. 自院の一般病床	(	)人
	p. 自院の療養病床	(	)人
	q. 自院の精神病床(他病棟)	(	)人
	r. 自院のその他の病床	(	)人
	s. 有床診療所(介護サービス提供医療機関)	(	)人
	t. 有床診療所(上記以外)	(	)人
	u. 死亡退院	(	)人
	v. その他	(	)人
\*/ a			_

※ 1:「特別の関係」とは、①開設者が同一、②代表者が同一、③代表者同士が親族等、④役員等のうち他の保険医療機関の役員等の 親族等が3割超、⑤人事、資金等の関係により互いに重要な影響を与えうる場合をいう。

4)	当該病棟におけるすべての入院患者数	(	)人
	a. 4)のうち)精神科救急医療体制加算の算定患者数	(	)人
	(a.のうち)症状性を含む器質性精神障害(精神症状を有する状態に限り、単なる認知症の症状を除く。)の患者数	(	)人
	(a.のうち)精神作用物質使用による精神及び行動の障害(アルコール依存症にあっては、単なる酩酊状態であるものを除く。)の患者数	(	)人
	(a.のうち)統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害の患者数	(	)人
	(a.のうち)気分(感情)障害の患者数	(	)人
	(a.のうち)神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(自殺・自傷行為及び栄養障害・脱水等の生命的危険を伴う状態に限る。)の患者数	(	)人
	(a.のうち)成人の人格及び行動の障害(精神症状を有する状態に限る。)の患者数	(	)人
	(a.のうち)知的障害(精神症状を有する状態に限る。)の患者数	(	)人
	b. 4)のうち)休日時間外入院患者数	(	)人
	c. 4)のうち)気分障害患者数	(	)人
	d. 4)のうち)躁状態又は自殺・自傷行為及び栄養障害、脱水等の生命的危険を伴う患者数	(	)人
	e. 4)のうち)精神科入退院支援加算の算定患者数	(	)人
	(eのうち)精神保健福祉法第 29 条又は第 29 条の2に規定する入院措置に係る患者	(	)人
	(eのうち)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 42 条第1項第1号又は第 61 条第1項第1号に規定する同法による入院又は同法第 42 条第1項第2号に規定する同法による通院をしたことがある患者	(	)人
	(eのうち)医療保護入院の者であって、当該入院中に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第6 項第2号に規定する委員会の開催があった者	(	)人
	(eのうち) 当該入院の期間が1年以上の患者	(	)人
	(eのうち)家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある者	(	)人
	(eのうち)生活困窮者である者	(	)人
	(eのうち)同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にない者	(	)人
	(eのうち)身体合併症を有する患者であって、退院後に医療処置が必要な者	(	)人
	(eのうち)入退院を繰り返している者	(	)人
	(eのうち)家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等である者	(	)人
	(eのうち)児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けている者	(	)人
	(eのうち)その他平成 28~30 年度厚生労働行政調査推進補助金障害者対策総合研究事業において「多職種連携による包括的支援マネジメントに関する研究」の研究班が作成した、別紙様式 51 に掲げる「包括的支援マネジメント 実践ガイド」における「包括的支援マネジメント 導入基準」を1つ以上満たす者		)人
E)	<b>◇和6年11日の147日間にかける自体的物本※は中央により中央数/中上数)</b>		1 /
5)	令和6年11月の1か月間における身体的拘束**を実施した患者数(実人数) (		)人
	a. (力力)相种科相直入院診療加算算定患者数(美人数) b. (方方)精神科隔離室管理加算算定患者数(実人数)		)人
	c. (うち)精神科地域移行事施加算算定患者(実人数)		) 人

5)彳	☆和6年11月の1か月間における身体的拘束※↑を実施した患者数(実人数)	(	)人
	a. (うち)精神科措置入院診療加算算定患者数(実人数)	(	)人
	b. (うち)精神科隔離室管理加算算定患者数(実人数)	(	)人
	c. (うち)精神科地域移行実施加算算定患者(実人数)	(	)人
	d. (うち)精神科身体合併症管理加算算定患者数(実人数)	(	)人
	e. (うち)強度行動障害入院医療管理加算算定患者数(実人数)	(	)人(

※1:身体的拘束は、精神保健福祉法に基づいて精神保健指定医の指示の下に実施される、衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に患者 の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。

③令和6年11月の1か月間における平均在院日数、在宅復帰率※をご記入ください。		
1)平均在院日数	(	) 日
2)在宅復帰率	(	) %

### 3. 在宅復帰に向けた取組等の実施状況について

①令和6年11月1か月間における貴病棟における以下の各加算等の算定件数についてご記入ください	۱ <sub>0</sub>	
1)精神科入退院支援加算	(	)件
2)精神科退院時共同指導料	(	)件

### 4. 退院調整に向けたカンファレンスの開催状況について

1 退院調整に向けたカンファレンスの開	カンファレンスの開催状況についてお伺いします。(令和6年11月1か月間)			
※加算の算定状況に関わらずご回答の	(ださい。			
1)開催回数	( ) 回			
2) 退院調整を行った患者の割合	01. 20%未満 02. 20%以上50%未満 03. 50%以上80%未満			
	04.80%以上100%未満 05.100% 06.退院患者がいなかった			
3)カンファレンスを開催する患者を	01. 医師等の評価に基づいて選択している			
選択する基準	02. 本人・家族等からの要望に基づいて対応している			
※○はいくつでも	03. 地域の連携先等からの要望に基づいて対応している			
	04. 予め開催する基準を定めている			
	⇒具体的な基準(※○はいくつでも):			
	41. 疾患・症状 42. 治療内容 43. 退院先の状況 44. 家庭の状況			
	45. その他(			
	05. その他( )			
	06. 特に基準は定めていない			
4)院外の関係機関等とカンファレンス				
を開催しましたか	02. 院外の関係機関等も含めて開催した			
	03. その他(			
5)参加職種	≪自院≫			
※○はいくつでも	01. 医師(精神科) 02. 医師(精神科以外) 03. 看護師 04. 薬剤師			
	05. 作業療法士等リハ職 06. 精神保健福祉士 07. 公認心理師			
	08. 管理栄養士 09. その他			
	≪自院以外の医療機関≫			
	01. 医師(精神科)   02. 医師(精神科以外) 03. 看護師   04. 薬剤師			
	05. 作業療法士等リハ職 06. 精神保健福祉士 07. 公認心理師 08. 保健師			
	09. 管理栄養士 10. その他			
	≪障害福祉サービス事業所≫			
	01. 計画相談支援等の相談サービス 02. 居宅介護等の訪問サービス			
	03. 施設入所支援等の施設サービス 04. 生活介護等の日中・居住系サービス			
	05. 訓練系・就労系サービス 06. 障害児通所・訪問サービス			
	07. 障害児入所サービス			
	≪その他≫			
	01. 自治体関係者 02. 介護サービス事業所 03. 介護支援者(直接支援)			
	04. 介護支援専門員 05. 訪問看護職員 06. 司法関係者			
	07. 教育関係者 08. 児童福祉関係者			
	09. その他( )			
6)開催方法 ※○はいくつでも	01. 対面 02. オンライン会議 03. メール・書面等 04. その他			
7) 障害福祉サービス事業者等との	01. 近隣に連携先となる障害福祉サービス事業所がない・わからない			
連携・調整に当たっての課題	02. 障害福祉サービス事業所が複数関わっており連携が困難である			
※Oはいくつでも	03. 障害福祉サービス事業所側での受入れ体制が不十分である			
	04. 状態によっては対応できる障害福祉サービス事業所がない			
	05. 退院後の生活や支援に必要な情報が不十分である			
	06. 退院調整のための十分な期間を確保できない			
	07. 地域で退院調整を行う者が不在・不明確である			
	08. その他( )			

#### 5. 医師・看護師以外の職種の配置等の状況について

①以下の各職種の貴病棟への配置の有無、配置による効果・成果等をご記入ください。1)精神保健福祉士の配置の有無01. 配置あり02. 配置なし従事している業務 ※Oはいくつでも01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減04. 専門的な介入の実施 06. その他(	
従事している業務 ※Oはいくつでも01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減02. 多職種や関係者との調整 04. 専門的な介入の実施 06. その他 ( )	
※Oはいくつでも03. 専門的な評価の実施04. 専門的な介入の実施05. 他職種の負担軽減06. その他(	
05. 他職種の負担軽減 06. その他 ( )	
【患者にとって認められた効果・成果】※Oはいくつでも 【職員の業務遂行に役立ったこと】※Oはいくつで	ŧ,
01. 安心感、納得感につながった 01. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった	_
02. きめ細かな支援が可能になった 02. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった	
03. 相談がしやすくなった 03. 専門的な評価や支援が可能になった	
04. 家族等への支援が可能になった 04. 医師等の他職種の負担軽減につながった	
05. その他( ) 05. その他(	)
2)作業療法士の配置の有無01. 配置あり02. 配置なし	
<b>従事している業務</b> 01. 治療や生活指導等の支援 02. 多職種や関係者との調整	
<b>※Oはいくつでも</b> 03. 専門的な評価の実施 04. 専門的な介入の実施	
05. 他職種の負担軽減 06. その他( )	
【患者にとって認められた効果・成果】※〇はいくつでも 【職員の業務遂行に役立ったこと】※〇はいくつで	ŧ
01. 安心感、納得感につながった 01. 患者の応用的・社会適応能力の評価に基づく生活能	七力・
社会生活能力の見立てができるようになった	
02. きめ細かな支援が可能になった 02. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能いなった	_
03. 相談がしやすくなった 03. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった	
04. 家族等への支援が可能になった 04. 対象者に応じたリハビリテーションが可能になった	<u>-</u>
05. その他( ) 05. その他( )	
3)公認心理師の配置の有無   01. 配置あり   02. 配置なし	
<b>従事している業務</b> 01. 治療や生活指導等の支援 02. 多職種や関係者との調整	
**Oはいくつでも    03. 専門的な評価の実施      04. 専門的な介入の実施	
05. 他職種の負担軽減 06. その他 ( )	
【患者にとって認められた効果・成果】※○はいくつでも 【職員の業務遂行に役立ったこと】※○はいくつて	ŧ
01. 安心感、納得感につながった 01. 定期的な精神症状等の評価が可能になった	
02. きめ細かな支援が可能になった 02. 患者の安心感、納得感につながった	,
03. 相談がしやすくなった 03. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になっ 04. 写体質 - の大塚ボヨかになった 04. コドウルブ は 20. 1 になって 1. になっ	
04. 家族等への支援が可能になった 04. 入院生活技能訓練療法等の入院治療により深く関与で 05. その他 ( 05. 心理検査等の検査をより入念に実施できた	さだ
100. で   70. で   100. で   1	
06 多職種連集 関係者との調整が円滑になった	
06. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった 07. 家族等への支援が可能になった	
07. 家族等への支援が可能になった	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった	
07. 家族等への支援が可能になった08. 医師等の他職種の負担軽減につながった09. その他(	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他 ( )         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他(         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし         従事している業務       01. 治療や生活指導等の支援         02. 多職種や関係者との調整	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他(         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし         従事している業務       01. 治療や生活指導等の支援         02. 多職種や関係者との調整         03. 専門的な評価の実施       04. 専門的な介入の実施	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他( )         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし         従事している業務       01. 治療や生活指導等の支援         03. 専門的な評価の実施       04. 専門的な介入の実施         05. 他職種の負担軽減       06. その他( )	ŧ
4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり       02. 配置なし         従事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       04. 専門的な介入の実施 06. その他(         (1) 能者にとって認められた効果・成果】※Oはいくつでも       (1) 職員の業務遂行に役立ったこと】※Oはいくつでも	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他( )         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし         従事している業務       01. 治療や生活指導等の支援         03. 専門的な評価の実施       04. 専門的な介入の実施         05. 他職種の負担軽減       06. その他( )	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他(         02. 配置なし         従事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       02. 多職種や関係者との調整 04. 専門的な介入の実施 06. その他(         05. 他職種の負担軽減       06. その他(       )         【患者にとって認められた効果・成果】※Oはいくつでも 01. 安心感、納得感につながった       【職員の業務遂行に役立ったこと】※Oはいくつで 01. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった。	
4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり       02. 配置なし         従事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       04. 専門的な介入の実施 06. その他 (         01. 安心感、納得感につながった 02. きめ細かな支援が可能になった       01. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった         02. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった       02. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった	
4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり       02. 配置なし         (後事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       02. 多職種や関係者との調整 04. 専門的な介入の実施 06. その他 ( )         (1. 生者にとって認められた効果・成果】※Oはいくつでも       (職員の業務遂行に役立ったこと】※Oはいくつで 01. 安心感、納得感につながった 02. きめ細かな支援が可能になった 03. 相談がしやすくなった       (1. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった 02. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった 03. 適切な栄養管理や食事指導が可能になった         (3. 適切な栄養管理や食事指導が可能になった       (3. 適切な栄養管理や食事指導が可能になった	
07. 家族等への支援が可能になった   08. 医師等の他職種の負担軽減につながった   09. その他(	
07. 家族等への支援が可能になった   08. 医師等の他職種の負担軽減につながった   09. その他(	
07. 家族等への支援が可能になった         08. 医師等の他職種の負担軽減につながった         09. その他(         4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり         02. 配置なし         従事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       02. 多職種や関係者との調整 06. その他(         05. 他職種の負担軽減       06. その他(         01. 安心感、納得感につながった 02. きめ細かな支援が可能になった 03. 相談がしやすくなった 04. 家族等への支援が可能になった 05. その他(       07. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった 08. 適切な栄養管理や食事指導が可能になった 09. を随筆の他職種の負担軽減につながった 09. をの他(         05. その他(       )         5)薬剤師の配置の有無       01. 配置あり       02. 配置なし	
07. 家族等への支援が可能になった   08. 医師等の他職種の負担軽減につながった   09. その他(	
4)管理栄養士の配置の有無       01. 配置あり       02. 配置なし         従事している業務 ※Oはいくつでも       01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減       02. 多職種や関係者との調整 04. 専門的な介入の実施 06. その他 ( )         (1. 安心感、納得感につながった 02. きめ細かな支援が可能になった 03. 相談がしやすくなった 04. 家族等への支援が可能になった 05. その他 ( )       01. 治療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった 02. 多職種連携、関係者との調整が円滑になった 03. 適切な栄養管理や食事指導が可能になった 04. 医師等の他職種の負担軽減につながった 05. その他 ( )         (5)薬剤師の配置の有無 ※Oはいくつでも       01. 配置あり 01. 治療や生活指導等の支援 03. 専門的な評価の実施 04. 専門的な介入の実施	-
07. 家族等への支援が可能になった   08. 医師等の他職種の負担軽減につながった   09. その他 (	<del>-</del>
07. 家族等への支援が可能になった 08. 医師等の他職種の負担軽減につながった 09. その他(  4)管理栄養士の配置の有無 01. 配置あり 02. 配置なし 従事している業務 ※Oはいくつでも 03. 専門的な評価の実施 05. 他職種の負担軽減 06. その他(  1. 法療や生活指導等のきめ細かな支援が可能になった 02. きめ細かな支援が可能になった 03. 相談がしやすくなった 04. 家族等への支援が可能になった 05. その他(  5)薬剤師の配置の有無 01. 配置あり 02. 配置なし 06. その他(  07. 家族等への支援が可能になった 08. 医師等の他職種の関係者との調整 08. 専門的な介入の実施 09. その他(  08. を心他(  09. を職種や関係者との調整 09. を心他(  09. を心他(  09. を心性の関係者との調整が円滑になった 09. を職種連携、関係者との調整が円滑になった 09. を心他(  09. 配置なし 09. 配置なし 09. 配置なし 09. 配置なし 09. 配置なし 09. を心他(  09. を心他(  09. をいまするながった 09. を心他(  09. を心他(  09. を心他(  09. を心性の関係者との調整 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの 09. を記述されたの 09. を記述されたの 09. を心性の関係者との 09. を記述されたの	<del>-</del>
07. 家族等への支援が可能になった   08. 医師等の他職種の負担軽減につながった   09. その他(	<del>-</del>

病棟票の質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

令和7年1月24日(金)までに返信用封筒(切手不要)に封入の上ご投函ください。

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和6年度調査)

# 精神医療等の実施状況調査 診療所票

- ※この<u>診療所</u>は、診療所の開設者・管理者の方に、貴施設における精神医療の診療体制や実施状況、今後の意向等についてお伺い するものです。
- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( )内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入ください。
- ( )内に数値を記入する設問で、<u>該当なしは「O」を、わからない場合は「一」</u>をご記入ください。
- ※特に断りのない質問については、令和6年11月1日(金)時点の状況についてご記入ください。
- ※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 貴施設の概要

#### ≪基本情報≫

①所在地	( )都・道・府・県
②開設者	01. 医療法人 02. 個人 03. その他 ( )
③種別	01. 有床診療所 →病床数:一般 ( )床 療養 ( )床 合計 ( )床
	02. 無床診療所
④同一法人または関連	01. 該当なし 02. 介護老人保健施設 03. 介護老人福祉施設
法人が運営する施	04. 訪問看護ステーション 05. 居宅介護支援事業所 06. 地域包括支援センター
設・事業所 ※Oはいくつでも	07. 訪問介護事業所 08. 小規模多機能型居宅介護事業所
/KG1640 V = CG	09. 看護小規模多機能型居宅介護 10. 通所介護事業所
	11. 介護医療院 12. 障害福祉サービス事業所(就労系サービス)
	13. 障害福祉サービス事業所(相談系サービス)
	14. 障害福祉サービス事業所(施設系・居住系サービス)
	15. その他 ( )

⑤貴施設が標榜している診療和	料をお選びください。 ※〇	はいくつでも	
01. 精神科	02. 心療内科	03. 内科**1	04. 外科※2
05. 小児科	06. 皮膚科	07. 泌尿器科	08. 産婦人科・産科
09. 眼科	10. 耳鼻咽喉科	11. 放射線科	12. 脳神経外科
13. 整形外科	14. 麻酔科	15. 救急科	16. 歯科・歯科口腔外科
17. リハビリテーション科	18. その他(		)

<sup>※1:</sup>内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科(代謝内科)、血液内科、感染症内科、アレルギー科、リウマチ科、神経内 科は、「03.内科」としてご回答ください。

※2:外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科、内分泌外科は、「04.外科」としてご回答ください。

#### ≪職員数≫

⑥貴施設の職員数(常勤換算 <sup>※3</sup> )をご記入ください。 (施設全体の延べ人数	女でお答えください。)
1)医師	( ),
a. (うち)精神保健指定医	( ),
b. (うち)精神科特定医師	( ),
c. (うち)上記以外の精神科医師	( ),
d. (うち)精神科医師以外の医師	( ),
2)看護師(保健師を含む) <sup>※4</sup>	( ),
a. (うち)精神看護専門看護師*	( ),
b. (うち)認知症看護認定看護師*	( ),
c. (うち)精神科認定看護師**	( ),
d. (うち)特定行為研修修了者	( ),
3)准看護師	( ),
4)看護補助者	( ),
5)薬剤師	( ),
6)作業療法士	( ),
7)理学療法士	( ),
8)言語聴覚士	( ),
9)公認心理師	( ),
10)精神保健福祉士	( ),
11)社会福祉士(上記 10)を除く)	( ),
12) 管理栄養士	( ),
13)事務職員	( ),
14) その他の職員	( ),

- ※3: 常勤換算については以下の方法で算出してください。常勤換算後の職員数は、小数点以下第1位までお答えください。
  - ■1週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)
  - 1か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)
- ※4:\*日本看護協会の認定した者 \*\*日本精神科看護協会の認定した者

#### ≪患者数等≫

⑦貴診療所は、時間外、休日または深夜の救急外来(精神疾患にかかるもの)に対応していますか。 対応している場合体制についてもお選びください。						
1)	対応状況	01. 対応している <b>→対応時間</b> (11. 24時間 12. 特定の時間) 02. 対応していない				
	【1)で「01.対応している」を選択した場合】 2)地域の医療機関との輪番制での対応の有無	01. 輪番制で対応している 02. 自院のみで対応している 03. その他( )				
	3)医師	01. 宿直が担当 02. 通常勤務として勤務者を配置している(宿直も兼ねている) 03. 宿直担当以外に救急外来担当の勤務配置を行っている				
	4)看護師(保健師含む)	01. 宿直が担当 02. 通常勤務として勤務者を配置している(宿直も兼ねている) 03. 宿直担当以外に救急外来担当の勤務配置を行っている				

8	精神科救急医療体制整備事業への参加の有無	ţ	01. 参加している ⇒8-1 へ 02. 参加	き加し	ていない	⇒®^
	【②で「01」な翠也した坦今】	盐	F間外対応加算 1 の届出の有無		01. 有	02. 無
	【⑧で「01」を選択した場合】   ⑧-1 時間外対応加算1の届出状況等	精	精神科救急情報センター等 <sup>※5</sup> からの患者に関		ᠰ	
	0 时间外对心加昇107届山狄沈寺	Z	問い合わせに対応した件数			117

※5: 都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)、救命救急センター、一般医療機関を含みます。

### ≪精神保健指定医の業務≫

⑨精神保健指定医の業務のうち実施しているものをお選びください。※○はいくつでも
01. 措置入院、緊急措置入院時の判定
02. 医療保護入院時の判定
03. 応急入院時の判定
04. 措置入院者の定期病状報告に係る診察
05. 医療保護入院者の定期病状報告に係る診察
06. 任意入院者の退院制限時の診察
07. 入院者の行動制限の判定
08. 措置入院者の措置症状消失の判定
09. 措置入院者の仮退院の判定
10. 任意入院者のうち退院制限者、医療保護入院者、応急入院者の退院命令の判定
11. 措置入院者・医療保護入院者の移送に係る行動制限の判定
12. 医療保護入院等の移送を必要とするかどうかの判定
13. 精神医療審査会委員としての診察
14. 精神科病院に対する立入検査、質問及び診察
15. 精神障害者保健福祉手帳の返還に係る診察
16. 指定医としての業務は行っていない

### 2. 通院精神療法の実施状況について

### ≪通院精神療法の実施状況≫

① 通院精神療法(通院精神療法ロ又ハ)の算定回数についてお伺いします。(令和6年11月1か月間)								
	合計	5 分以上	10分以上	20分以上	30分以上	40分以上	50分以上	60分以上
	口前	10分未満	20分未満	30分未満	40分未満	50分未満	60分未満	00万以工
通院精神療法口(初診日)								
1)60分以上(精神保健指定医)	( ) 件							()件
2)60分以上(精神保健指定医以外)	()件							( ) 件
通院精神療法ハ(初診日以外)								
3)30分以上(精神保健指定医)	( )件				( ) 件	()件	( ) 件	( ) 件
4)30分以上(精神保健指定医以外)	( ) 件				( ) 件	( ) 件	( ) 件	( ) 件
5)30分未満(精神保健指定医)	( )件	( ) 件	( )件	()件				
6)30分未満(精神保健指定医以外)	( ) 件	( ) 件	( ) 件	( )件				

)

#### ≪早期診療体制充実加算の算定状況≫

② 早期診療体制充実加算の届出は行っていますか。

01. している ⇒令和6年11月の算定件数( ) 件 ⇒③へ 02. していない **⇒**(4)へ

#### 【上記②で「01.している」を選択した場合】

- ③ 早期診療体制充実加算の算定にあたって、苦労していることは何ですか。※〇はいくつでも
- 01. 患者が受診している全ての医療機関を把握することが難しい
- 02. 医薬品をすべて管理することが難しい
- 03. 標榜時間外の電話等による問い合わせへの対応が難しい
- 04. 障害福祉サービスや介護保険サービスとの連携が難しい
- 05. 患者等の同意を得て療養上必要な指導及び診療を行うことが困難
- 06. 適切な問診、身体診察及び検査等を行うことが困難
- 07. 障害支援区分認定に係る医師意見書又は要介護認定に係る主治医意見書等を作成することが困難
- 08. その他(
- 09. 特になし

#### 【上記②で「02.していない」を選択した場合】

- ④ 早期診療体制充実加算の届出を行っていない理由は何ですか。※〇はいくつでも
- 01. 過去6か月間の30分以上又は60分以上の診療実績の要件を満たすことが困難であるため
- 02. 過去6か月間の「初診日に60分以上」の診療実績の要件を満たすことが困難であるため
- 03. 時間外診療の提供に関する要件を満たすことが困難であるため
- 04. 精神科救急医療の提供に関する要件を満たすことが困難であるため
- 05. 精神保健指定医の配置に関する要件を満たすことが困難であるため
- 06. 多職種の活用、専門的な診療等に係る加算について算定することが困難であるため

#### ⇒届出が難しい加算※Oはいくつでも

- 02. 児童思春期精神科専門管理加算 03. 児童思春期支援指導加算 01. 療養生活継続支援加算
- 04. 認知療法・認知行動療法 05. 依存症集団療法
- 06. 精神科在宅患者支援管理料
- 08. 精神科リエゾンチーム加算 07. 精神科入退院支援加算
  - 09. 依存症入院医療管理加算
- └ 10. 摂食障害入院医療管理加算 11. 児童思春期精神科入院医療管理料
- 07. 経営上のメリットがないため
- 08. その他(

### ≪情報通信機器を用いた通院精神療法の実施状況≫

⑤ 上記のうち、「通院精神療法ハ」について、情報通信機器を用いて実施した件数をご記入ください	。(令和6年	11月1か月間)
1)30分以上(精神保健指定医)	(	)件
2)30分以上(精神保健指定医以外)	(	)件
3)30分未満(精神保健指定医)	(	)件
4)30分未満(精神保健指定医以外)	(	)件

#### ⑥ 情報通信機器を用いた通院精神療法を行っている場合、課題は何ですか。※〇はいくつでも

- 03. 希望する患者が少ない 01. 正確な診療が難しい 02. 身体診察等の併施が必要な場面がある
- 04. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難である 05. 情報通信機器の操作を行うことができる患者が少ない
- 06. その他(

#### ⑦ 情報通信機器を用いた通院精神療法を行っていない場合、その理由は何ですか。 ※〇はいくつでも

01. 通院精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため

#### ⇒具体的に(※Oはいくつでも):

- 11. 精神疾患の正確な診断及び診療が難しいため
- 12. 必要に応じて身体診察を実施する必要があるため
- 13. 希望する患者が少ない・いないため

14. その他( ) 02. 情報通信機器を用いた診療を実施する環境にないため

#### ⇒具体的に(※Oはいくつでも):

- 21. 情報通信機器の導入予算がないため
- 22. 医療機関において、情報通信機器の操作が困難であるため
- 23. 情報通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない・いないため
- 24. その他(

03. 満たすことが困難な要件があるため

#### ⇒具体的に(※Oはいくつでも):

- 31. 常時対応型施設である等、地域における精神科医療の提供体制への貢献を行っていること
  - →対応が難しい事項を具体的にご記入ください: (
- 32. 精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を 年1回以上行うこと

	→対応が難しい事項を具体的にご記入ください: (	
33.	その他の要件(	

04. その他(

≪児童思≹	射支援	指導加算	の算定も	犬況≫							
⑧ 児童思春	序期支援指	導加算の履	国出は行っ <sup>-</sup>	ていますか	0						
01. してい		口の炊台ル	ا بالا .					02	2. してい	ない ⇒①	2~
				<i>(</i> /±: ±π/2	質豆 (オロ	<i>Ы</i> ) . (	) <i>(t</i> +:				
		10年)。	( )	IT /JH	<b>弁 L</b> (イン	./٢/ . (	<i>)</i> IT				
	_										
				フタ吸紙	・レフナセス	·		=7 7 / 4 ^ 4 /	、 / <del>士</del> ・ヒュ/	는 88 \	
_											.ます)
令和5年	12 1-1 V2 <del>31-</del> N	C02 13/1/10	IX117-27 ( )	L 1 07 183 7F	110000	令和6年	19 C 0 1711 0	פיייי נו אני כנו ט	75   ] 1   7   6   7		<i>76.77</i>
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
( ) 件	( ) 件	( ) 件	( ) 件	( ) 件	( ) 件	( ) 件	: ( ) 件	( ) 件	( ) 件	()件	( ) 但
<u> </u>											
令和5年			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			令和6年	 E				
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			l.	l						, , , , ,	
_		130-1-11-17			7177 0			0 /10 0 10 10		· 療法十	
											)
① 児童思	思春期(20歳	表未満)の類			-			ください。※	(のはいくつ	でも	•
_											 応
											_
07. 不	安障害•	気分障害~	への対応	08. 摂食	障害への対	応		09. 薬物	依存への対	付応	
10. 7	アルコール	依存への対	讨応	11. その	他依存症へ	の対応		12. 虐待	への対応		
13. 貞	/体症状へ	の対応		14. 暴力	<ul><li>他害等へ</li></ul>	の対応		15. その	他 (		)
						が日本					
						(7-1 区1 美肚					
						士、精神保	R健福祉士	又は公認心	理師のうな	5、2名か	つ2職種
	⇒令和6年11月の算定件数 加算イ (60分以上): ( ) 件 加算口 (イ以外): ( ) 件 ⇒③~⑪へ  【上記⑧で[01.している]を選択した場合】 ③ 児童思春期(20歳未満)の患者に対する多職種による支援の実施件数についてご記入ください。(直近1年間)初診](初診料の算定の有無に関わらず、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為が行われた場合を指します) 令和5年  12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 ( ) 件 (										
										とよい、四土出口。	<i></i> ジナフ
		けいのか、	例形を夫	他した思名	一級に月こ	との偏りか	・めり、平II )	前で個だり	_ 2 / M C 3	いい時期	いめる
	\						/				
0 <del>+ +</del> :	上,十八小	<b></b> 1₩ +	## ^ ## <del>-</del>	5 db >= r=							
3. 猴套⊆	E沽継続	文援加	昇の昇河	E状況に	ついて						
①療養生活	継続支援加	口算の届出	は行ってい	ますか。							

0	1. している <b>⇒②へ</b>		02.	していない	>3^			
	【上記①で「01.している				La altar a			
	②療養生活継続支援力	口算に係る支援を行う専任の職員	<u> 数と1人あた</u>	りの対象患者	皆数についる	てご記入く	ださい。	
	1) 専任の職員		精神保険	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	)人	看護師	• 保健師(	)人
	2)職員1人あたりの	対応している患者数	(	)人	※令和6年	¥11月		
	3)患者1人当たりに	支援を実施する月当たりの回数	1人に対	して1か月る	あたり平均	(	) 回	

#### 【上記①で「02.していない」を選択した場合】

- ③ 療養生活継続支援加算の届出を行っていない理由は何ですか。※○はいくつでも
- 01. 当該支援に専任の精神保健福祉士が1名以上勤務することが難しいため
- 02. 当該支援を行う保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者を1人に月30人以下とすることが難しいため
- 03. 保健所、市町村、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携が難しいため
- 04. 医療機関等における対面による20分以上の面接の実施が難しいため
- 05. 対象となる患者がいないため
- 06. 経営上のメリットがないため
- 07. その他(

#### 4. 在宅医療の状況について

#### ≪精神在宅患者の往診※1≫

※1:往診とは、医師が予定外に、患家に赴き診療を行うことを指します。

# ①貴施設では、精神科在宅患者の往診を実施していますか。01. 実施している →①-1へ02. 実施していない →①-2へ

①-1 <u>上記①で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。</u> <u>令和6年11月</u> における実施回数、往診を行った患者数(実人数)等についてご記入ください。						
1)往診の実施回数	(	)回				
2)往診を行った患者数	実人数	(	)人			
	a. 在宅精神療法「イ」の算定患者	(	)人			
3)上記2)のうち	b. 在宅精神療法「ロ」の算定患者	(	)人			
在宅精神療法の算定区分別の	c. 在宅精神療法「ハ」(1)の算定患者	(	)人			
患者数	d. 在宅精神療法「ハ」(2)の算定患者	(	)人			
	e. 在宅精神療法「ハ」(3)の算定患者	(	)人			

1)-	①-2 <u>前記①で「02. 実施していない」と回答した施設にお伺いします。</u> 往診を実施していない理由について、あてはまるものをお選びください。※Oはいくつでも				
01.	往診が必要な患者がいないため 0	2. 職員が不足しているため			
		⇒21. 医師 22. 看護職員 23. 薬剤師			
		24. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			
		25. その他(	)		
03.	急な対応が難しいため 0	4. 移動時間の確保が難しいため			
05.	経営上のメリットがないため 0	6. 緊急時の対応等に不安があるため			
07.	同地域で精神科往診を実施する他の医療機関があり、当防	<b>完が実施する必要がないため</b>			
08.	その他(		)		

#### 【前記①で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。】

②身体合併症に対応していますか。※○はいくつでも				
01. 自院の医師 (精神科) が対応 →2-1へ	02. 自院の医師(精神科以外)が対応 →②-1へ			
03. 他院の医師と連携して対応 →②-1へ	04. 対応していない →③へ			

②-1 上記②で「01. 自院の医師(精神科)が対応」「02. 自院の医師(精神科以外)が対応」「03. 他院の	)医師と連携して対応」と
<u>回答した施設にお伺いします。</u>	
実際に対応する施設における、下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。	
(対応可能なものにO、対応不可のものに×)	
a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者	
b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者	
c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者	
d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	
e. 気管カニューレを使用している状態にある者	
f. 留置カテーテルを使用している状態にある者	
g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	
h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	
i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	
j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	
k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	

1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	
m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	
n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	
o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	
p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	
q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者	
s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
t. 向精神薬による副作用への対応	

**≪精神在宅患者の訪問診療<sup>※2</sup>≫**※2:訪問診療とは、在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行うことを 指します。

③貴施設では、精神科在宅患者の訪問診療を実施していますか。				
01. 実施している →3-1へ	02. 実施していない →③-2へ			

③-1 <u>上記③で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。</u> <u>令和6年11月</u> における実施回数、訪問診療を行った患者数(実人数)等についてご記入ください。				
1)訪問診療の実施回数			) 口	
2)訪問診療を行った患者数	実人数	(	)人	
	a. 在宅精神療法「イ」の算定患者	(	)人	
3)上記2)のうち	b. 在宅精神療法「ロ」の算定患者	(	)人	
在宅精神療法の算定区分別の	c. 在宅精神療法「ハ」(1)の算定患者	(	)人	
患者数	d. 在宅精神療法「ハ」(2)の算定患者	(	)人	
	(	)人		
③-2 <u>上記③で「02. 実施していない」と回答した施設にお伺いします。</u> 訪問診療を実施していない理由について、あてはまるものをお選びください。※Oはいくつでも				
01. 訪問診療が必要な患者がいないため				
02. 職員が不足しているため ⇒不足している職員(※Oはいくつでも): 21. 医師 22. 看護職員 23. 薬剤師 24. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 25. その他(				
03. 移動時間の確保が難しいため 05. 経営上のメリットがないため	04. 在宅での対応等に不安があるため 06. 同地域で精神科訪問診療を実施する他の医	5 広郷間に計争し	かる串老を幻介	
100. 性者エックソットかないため	00. 同地域で精神性的同診療を実施する他の医しているため	Σ7牙1戏  天  に別 家 C	. なる忠相を稲刀	
07 その仲(			)	

#### 【前記③で「01. 実施している」と回答した施設にお伺いします。】

④身体合併症に対応していますか。	
01. 自院の医師 (精神科) が対応 →④-1へ	02. 自院の医師(精神科以外)が対応 →④-1へ
03. 他院の医師と連携して対応 →④-1へ	04. 対応していない →⑤へ

④-1 上記④で「01. 自院の医師(精神科)が対応」「02. 自院の医師(精神科以外)が対応」「03. 他院の医	҈師と連携して対応」と
<u>回答した施設にお伺いします。</u>	
下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。(対応可能なものにO、対応不可のものに×)	
a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者	
b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者	
c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者	
d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	
e. 気管カニューレを使用している状態にある者	
f. 留置カテーテルを使用している状態にある者	
g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	
h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	
i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	
j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	
k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	
1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	

m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	
n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	
o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	
p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	
q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者	
s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
t. 向精神薬による副作用への対応	

#### ≪精神科在宅患者支援管理料≫

- ⑤令和6年度診療報酬改定で精神科在宅患者支援管理料の対象患者が追加されましたが、貴施設では令和6年度診療報酬改定を 機に新たに施設基準の届出を行いましたか。
- 01. 新たに届出を行った →⑤-1へ
- 02. もともと届出をしており、新たに届出はしなかった  $\rightarrow$ 5-1へ
- 03. 届出はしていない →⑤-**6へ**

#### 【以下の⑤-1~⑤--5 の質問は、上記⑤で「01」および「02」と回答した施設にお伺いします。】

⑤-1 届出の種類等についてお伺いします。	
1)届出の種類※○はいくつでも	01. 精神科在宅患者支援管理料 1 02. 精神科在宅患者支援管理料 2
	01. ある
2)「精神科在宅患者支援管理料」に基づく医学管理を実施する上で、連携する訪問看護ステーシ	→連携先※○はいくつでも
ョンの有無※○はいくつでも	(11. 特別の関係 <sup>※3</sup> にあるもの 12. それ以外)
	02. ない

※3:「特別の関係」とは、①開設者が同一、②代表者が同一、③代表者同士が親族等、④役員等のうち他の保険医療機関の役員等の 親族等が3割超、⑤人事、資金等の関係により互いに重要な影響を与えうる場合をいう。

<b>⑤</b> -2	令和6年	9月~11月に	おける「精神科在宅患者支援管理料」の算定状況についてお選びください。	
01. 賃	算定あり	→⑤-3へ	02. 算定なし →p.9 <b>の「5」へ</b>	

⑤-3 <u>上記⑤-2で「01. 算定あり」と回答した施設にお伺いします。</u> 令和6年9月~11月における「精神科オンライン在宅管理料」の算定状況についてお選びください。 01. 算定あり →⑤-5へ 02. 算定なし →⑤-4へ

<del>기</del>	· /E (//) :	) / <b>J</b>	(2. 昇足なり / (3) 4 (4)	
	<u>5</u> -4	精神科オン	ライン在宅管理料を算定していない理由としてあてはまるものをお選	びください。
l	※Oはいくつでも			
	01. 通院精神療法に情報通信機器を用いた診療が馴染まないと考えられるため			
		⇒具体的	jに(※Oはいくつでも):	
		11. 精神	#疾患の正確な診断及び診療が難しいため	
		12. 必要	Pに応じて身体診察を実施する必要があるため	
		13. 希望	<b>望する患者が少ない・いないため</b>	
		14. その	)他(	)
	02.	情報通信機	&器を用いた診療を実施する環境にないため	
		⇒具体的	oに(※Oはいくつでも):	
		21. 情幸	最通信機器の導入予算がないため	
		22. 医猪	『機関において、情報通信機器の操作が困難であるため	
		23. 情幸	B通信機器の操作を行うことができると考えられる患者が少ない。	・いないため
		24. その	)他(	)
	03.	その他(		)

⑤-5 今和6年 11月における「精神科在宅患者支援管理料」の算定件数をご記入ください。		
≪在宅医療における包括的支援ケアマネジメント導入基準の要件を満たす患者についてご記入くた	さい≫	
a. 精神科在宅患者支援管理料1	(	)件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者(1)単一建物診療患者1人	(	) 件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者(2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
b. 精神科在宅患者支援管理料2	(	) 件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者(1)単一建物診療患者1人	(	) 件
イ. 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者(2)単一建物診療患者2人以上	(	)件
c. 精神科在宅患者支援管理料3	(	)件
イ. 単一建物診療患者 1 人	(	) 件
口. 単一建物診療患者2人以上	(	)件

≪過去6か月以内に精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟から退院した患者についてご	記入ください	. <b>\</b> ≫
a. 精神科在宅患者支援管理料1	(	)件
口. 重症患者等 (1)単一建物診療患者 1 人	(	) 件
口. 重症患者等 (2)単一建物診療患者 2 人以上	(	)件
b. 精神科在宅患者支援管理料2	(	) 件
口. 重症患者等 (1)単一建物診療患者 1 人	(	)件
口. 重症患者等 (2)単一建物診療患者 2 人以上	(	)件
c. 精神科在宅患者支援管理料3	(	)件
イ. 単一建物診療患者 1 人	(	) 件
口. 単一建物診療患者2人以上	(	)件

⑤-6 前記⑤で「(	33. 届出はしていない」と回答した施設にお伺いします。
届出を行札	っない理由と今後の意向についてご記入ください。
	01. 対象となる患者がいないため
	_→【満たすことが難しい対象要件】
	11. ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師
	その他の職員による家庭訪問の対象者
	12. 機関等の要請を受け、精神科を標榜する保険医療機関の精神科医が訪問し診療を行った   結果、計画的な医学管理が必要と判断された者
	13. 当該管理料を算定する日においてGAF尺度による判定が40 以下の者
	14. 過去6か月以内に精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟から退院した患者
1) <b>-</b>	
1)届出を行わな	→【満たすことが難しい施設基準】
い理由	
※○はいくつでも	21. 当該保険医療機関内に精神科の常勤医師が適切に配置されていること
	22. 当該保険医療機関内に常勤の精神保健福祉士が適切に配置されていること
	23. 当該保険医療機関内に常勤の作業療法士が適切に配置されていること
	24. 当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が
	可能な体制を確保していること
	し 25. 精神科訪問診療や訪問看護等の提供実績が一定数以上であること
	03. 算定可能な期間の上限が2年であること
	04. 経営上のメリットがないこと
	05. その他( )
2) 今後の届出	01. 届出の予定がある <b>→届出予定時期</b> :西暦( )年( )月
意向	02. (具体的な予定はないが)届出の意向がある 03. 検討中であり、まだ分からない
	04. 届出を行う意向はない 05. その他 ( )

#### 5. 精神科訪問看護の状況

- · · · - · · · · · · · · · · · · · · ·	
① 貴施設は精神科訪問看護を行ってし	/丰才か
	1 × 9 //

- 01. 貴施設が行っている →②へ
- 02. 貴法人設置の訪問看護ステーションが行っている →8へ
- 03. 行っていない →**8へ**

#### 【以下の②~⑦の設問は、上記①で「01. 貴施設が行っている」と回答した施設のみお答えください。】

②精神科訪問看護に携わる職員数(常勤換算※1)をお答えください。																	
1)保健師・看護師 2)准看護師		<b>é</b> 師	3)	作業療	法士	4)精	神保健	福祉士	į	5)その <sup>,</sup>	他		6)合計	ŀ			
(		)人	(		)人	(		)人	(		)人	(		)人	(		)人

- ※1:非常勤職員・兼務職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。(小数点以下第1位まで)
  - ■1週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)
  - ■1か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)

②-1 24時間対応が可能な体制を確保していますか。	
01. 確保している	02. 確保していない

34	和6年 11 月1か月間の精神科訪問看護を実施した患者数(実人数)	実人数(	)人
	③-1 上記③のうち、身体疾患を有する患者数(実人数)	実人数(	)人

④ 令和6年 11 月1	④ <u>令和6年 11 月1日~11 月7日の1週間</u> の精神科訪問看護の患者について、週当たりの訪問回数別に患者数( <u>実人数</u> )をお答							
えください。								
週1回	週2回	週3回	週4回	週5回以上	合計			
( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人			

<b>⑤</b>	う令和6年 11 月1か月間の精神科訪問看護の時間区分ごとの算定患者数(人)と算定回数(回)をお答えください。					
			1)30 分未	:満	2)30分以	<b>.</b> 上
а.	精神科訪問看護·指導料(I)		(	)人	(	)人
	1		(	) 回	(	)回
	   b. 保健師又は看護師による算定回数		(	)人	(	)人
			(	)回	(	) 回
	   c. 作業療法士による算定回数		(	)人	(	)人
			(	) 回	(	)回
	   d. 精神保健福祉士による算定回数		(	)人	(	)人
			(	) 回	(	) 回
	   e. 准看護師による算定回数		(	)人	(	)人
			(	) 回	(	)回
f.	精神科訪問看護・指導料(皿)(同一建物居住	者)	(	)人		)人
			(	) 回	(	)回
	   g. 保健師又は看護師による算定回数		(	)人	(	)人
			(	) 回	(	) 回
	   h. 作業療法士による算定回数		(	)人	(	)人
			(	)回	(	)回
	   i. 精神保健福祉士による算定回数		(	)人		)人
			(	) 回	(	)回
	   j. 准看護師による算定回数		(	<u>)</u>	(	)人
_			(	) 回	(	) 回
_	令和6年 11 月1日時点の貴施設における訪 問看護に従事する専門の研修を受けた看護	1)精神看護	専門看護師(日本看語	(	)人	
	師の人数(実人数)をお答えください。	2)認知症看	護認定看護師(日本看	(	)人	
*	以降の設問において「専門の研修を受けた看護 師」とは、右記の4種類を指します。	3)精神科認力	定看護師(日本精神科	斗看護協会)	(	)人
*	右記の4種類について複数該当する者について は、それぞれに人数を計上してください。	4)特定行為	研修修了者		(	)人

	⑦複数名精神科訪問看護・指導加算を算定した利用者数を保健師又は看護師と同行した職種ごとにご記入ください。 (令和6年11月) ※1人の利用者が複数の状態にあてまる場合は全てに計上								
		a.保健師 /看護師	b.作業療法士	c.准看護師	d.看護補助者	e.精神保健 福祉士			
7-1	暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等 が認められる者	人	人	人	人	人			
7-2	利用者の身体的理由により1人の看護師等によ る訪問看護が困難と認められる者	人	人	人	人	人			
7-3	利用者及びその家族それぞれへの 支援が必要な者	人	人	人	人	人			
7-4	その他利用者の状況等から判断して、上記の いずれかに準ずると認められる者	人 (具体的に:	人	人	人	)			

⑧身体合併症に対応していますか。

01. 対応している ⇒®-1へ

02. 対応していない ⇒⑨へ

⑧-1 上記®で「01. 対応している」と回答した施設にお伺いします。	
下記の状態等の患者への対応の可否をご記入ください。(対応可能なものに〇、対応不可のもの	(C×)
a. 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者	
b. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者	
c. 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者	
d. 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	
e. 気管カニューレを使用している状態にある者	
f. 留置カテーテルを使用している状態にある者	
g. 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	
h. 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	
i. 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	
j. 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	
k. 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	
1. 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	
m. 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	
n. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	
o. 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	
p. 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	
q. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
r. 真皮を越える褥瘡の状態にある者	
s. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
t. 向精神薬による副作用への対応	

#### 【以下の質問は、すべての施設にお伺いします。】

⑨その他、令和6年度の精神医療に係る診療報酬項目の改定について、ご意見がありましたら具体的にご記入ください。

診療所票の質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 令和7年1月24日(金)までに返信用封筒(切手不要)に封入の上ご投函ください。